

平成22年度
年金積立金管理運用独立行政法人
業務実績評価シート

委員名	
-----	--

平成22年度評価項目について

評価区分	平成22年度計画記載項目	頁
評価項目1 (管理・運用の基本的な方針、運用の目標)	第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項	1
	1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	1
	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法	2
	(1)運用の目標	2
評価項目2 (リスク管理)	第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項	9
	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法	9
	(2)年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理	9
評価項目3 (運用手法、財投債の管理・運用)	第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項	20
	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法	20
	(3)運用手法	20
評価項目4 (透明性の向上)	第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項	24
	3. 透明性の向上	24
評価項目5 (基本ポートフォリオ)	第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項	28
	4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項	28
	(1)基本ポートフォリオ	28
	(2)基本ポートフォリオの見直し	28
評価項目6 (市場及び民間の活動への影響に対する配慮)	第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項	30
	5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	30
	(1)市場及び民間の活動への影響に対する配慮	30

評価区分	平成22年度計画記載項目	頁
評価項目7 (年金給付のための流動性の確保)	第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項	34
	5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	34
	(2)年金給付のための流動性の確保	34
評価項目8 (内部統制の一層の強化に向けた体制整備等)	第2 業務の質の向上に関する事項	36
	1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備	36
	2. 管理及び運用能力の向上	42
評価項目9 (調査・分析の充実等)	第2 業務の質の向上に関する事項	51
	3. 調査・分析の充実	51
	4. 業務運営の情報化・電子化の取組	51
評価項目10 (効率的な業務運営体制の確立)	第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	53
	1. 効率的な業務運営体制の確立	53
評価項目11 (業務運営の効率化に伴う経費節減)	第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	56
	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減	56
	3. 契約の適正化	58
評価項目12 (財務内容の改善に関する事項等)	第4 財務内容の改善に関する事項～ 第9 その他業務運営に関する重要事項	64
	第4 財務内容の改善に関する事項	64
	第5 予算、収支計画及び資金計画	64

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 ２ ２ 年 度 計 画	平 成 ２ ２ 年 度 業 務 実 績
第 2 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。 (参考) ○ 厚生年金保険法第 7 9 条の 2 (同旨国民年金法) (略) 積立金の運用は、積立金が厚生年金保険等の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。 ○ 年金積立金管理運用独立行政法人法第 2 0 条第 2 項 (略) 資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮するとともに、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、年金積立金の運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第 7 9 条の 2 及び国民年金法第 7 5 条の目的に適合するものでなければならない。 (注) 年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成 1 6 年法律第 1 0 5 号)附則第 8 条の規定に基づき	第 1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、分散投資を基本として、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。 なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を策定し、公表するとともに、少なくとも毎年 1 回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。 (注) 年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成 1 6 年法律第 1 0 5 号)附則第 8 条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。	第 1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、分散投資を基本として、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。 なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を公表するとともに、平成 2 2 年度中に少なくとも 1 回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。	第 1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 平成 2 2 年 3 月に厚生労働大臣から示された第 2 期中期目標において、「今後年金制度の抜本的な見直しを予定しているとともに、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について検討を進めていることから、この運用目標は、暫定的なものであることに留意し、安全・効率的かつ確実を旨とした資産構成割合を定め、これに基づき管理を行うこと。その際、市場に急激な影響を与えないこと。」とされた。 そのため、この中期目標を踏まえ、第 1 期中期計画における基本ポートフォリオについて、更新したリスク・リターンデータを用い、引き続き安全・効率的かつ確実であることを検証し、確認した上で当該基本ポートフォリオを第 2 期中期計画における基本ポートフォリオとして策定し、年金積立金全体として長期的な観点からの当該基本ポートフォリオに沿って運用を行った。 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針(運用目標に関すること、資産構成並びに管理及び運用の手法に関すること、運用受託機関の管理に関すること、資産管理機関の管理に関すること、運用受託機関の選定及び評価等に関すること、自家運用に関すること等)については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、次の見直しを行い、運用委員会に報告後、平成 2 2 年 4 月 1 日付け、平成 2 3 年 4 月 1 日付けで改正を実施し、それぞれホームページにおいて公表した。 《主な改正事項》 (平成 2 2 年 4 月 1 日改正) 第 2 期中期計画を受けた所要の変更を行うとともに、外国株式のベンチマークについて、配当課税の取扱いを「管理運用法人の配当課税要因考慮後」としたものに管理運用方針の改正を行った。 (平成 2 3 年 4 月 1 日改正に向けた対応) 運用受託機関の総合評価をより有効に活かす観点から、総合評価が一定水準に満たない運用受託機関について、資金の一部回収を行えるようにすること等を明示することとし、管理運用方針の平成 2 3 年 4 月 1 日改正のための所要の手続きを行った。

管理及び運用を行う資産を含む。 2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1) 運用の目標 今後年金制度の抜本的な見直しを予定しているとともに、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について検討を進めていることから、この運用目標は、暫定的なものであることに留意し、安全・効率的かつ確実に旨とした資産構成割合（以下「ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。 その際、市場に急激な影響を与えないこと。 (2) ベンチマーク収益率の確保 各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1) 運用の目標 今後年金制度の抜本的な見直しが予定されているとともに、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について検討が進められていることから、暫定的に第一期中期計画における基本ポートフォリオを中期目標第2の2の(1)の資産構成割合とし、今中期計画における基本ポートフォリオとして定め、これを適切に管理する。 また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1) 運用の目標 ① 基本ポートフォリオに基づきリバランスを行い、これを適切に管理する。 ② 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、平成22年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努める。 ベンチマークについては、中期計画に基づく適切な市場指標を用いる。	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1) 運用の目標 ① 年金積立金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるように、資産構成割合の変更等を行い、適切に管理することとしているが、乖離許容幅を超えて乖離することはなかったことから、資産の回収及び再配分によるリバランスの必要は生じなかった。 ② 【運用受託機関の選定】 運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施することとしている。 平成22年度においては、外国債券パッシブ運用及び外国株式パッシブ運用に係る運用受託機関構成の見直しのための選定を実施するとともにエマージング株式運用機関の選定を開始し、公募を実施した。 【運用受託機関の管理及び評価】 ア 運用受託機関の管理は、毎月1回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととしている。 選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、各運用受託機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されているかを定期ミーティング等において報告を受けるなどの方法により行っている。 平成22年度においては、定期ミーティング及びリスク管理ミーティングを実施したほか、毎月1回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題点の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議するなど適切に対応した。 このうち、リスク管理ミーティングについては、平成22年度の総合評価が一定水準以下の運用受託機関について、運用状況、リスク管理状況等を確認した。 i 国内株式アクティブ 6社6ファンド ii 外国株式アクティブ 3社3ファンド (平成22年11月中から11月下旬に実施) なお、本ミーティングを実施しないファンドについても、同一の様式により報告書を求め、運用状況及びリスク管理状況を確認した。 イ 運用受託機関の評価については、定性評価(運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等)及び定量評価(パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ)に基づき総合評価を行った。
--	---	--	--

			また、評価に当たっては、事前に運用実績や運用受託機関の管理状況等を取りまとめ、各運用受託機関の問題点を確認した上で実施した。 定期ミーティングを次のとおり実施した。 i パッシブ運用受託機関（２６ファンド）：６月２５日～７月６日、 １１月１６日～１１月１７日 ii 外国株式アクティブ運用受託機関（１３ファンド）：７月１４日～７月２１日 iii 外国債券アクティブ運用受託機関（７ファンド）：７月２２日～７月２６日 iv 国内株式アクティブ運用受託機関（１９ファンド）：７月２７日～８月４日 v 国内債券アクティブ運用受託機関（１０ファンド）：１１月１１日～１１月１９日 ウ 総合評価結果により、以下の運用受託機関について資金配分停止とし、一部資金回収をすることとした。 ii 国内債券アクティブ運用受託機関６社 iii 国内株式アクティブ運用受託機関６社 iv 外国株式アクティブ運用受託機関３社 エ 自家運用に係る取引先の評価については、債券の売買の取引先としての証券会社並びに短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者に係る取引執行能力、事務処理能力等について総合的な評価を行い、既存の取引先については継続することに問題がないことを確認した（自家運用に係る取引先の評価については、第１.２.（２）【自家運用】において詳述。）。 自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力及び収益率についての評価を実施し、貸付運用先として継続することに問題がないことを確認した。 平成２２年度末時点 ・NOMURA-BPI「除くABS」型パッシブファンド 貸付運用資産：２兆８千億円 収益額：６億円 ・NOMURA-BPI 国債型パッシブファンド 貸付運用資産：７千億円 収益額：２億円 【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】 平成２２年度の市場運用分の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。 ●平成２２年４月～平成２３年３月（年率）
--	--	--	---

</

なお、総合評価結果により、以下の運用受託機関について資金配分停止とし、一部資金回収をすることとした。

- ii 国内債券アクティブ運用受託機関 6 社
- iii 国内株式アクティブ運用受託機関 6 社
- iv 外国株式アクティブ運用受託機関 3 社

《参考》

- 平成 1 8 年度～平成 2 2 年度（5 年間：年率）においては、次のとおりである。
（単位：％）

	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率
国内債券	2. 15	2. 14	0. 01
国内株式	-11. 30	-11. 31	0. 01
外国債券	-0. 72	-0. 86	0. 14
外国株式	-3. 75	-3. 69	-0. 07
短期資産	0. 32	0. 26	0. 07

【ベンチマーク】

ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いた。

国内債券	NOMURA－B P I 「除く A B S」
国内株式	T O P I X (配当込み)
外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース。以下同じ。）及びシティグループ世界 B I G 債券インデックス（除く日本円、ヘッジなし・円ベース。以下同じ。）の複合インデックス（パッシブ運用部分については世界国債インデックス及びアクティブ運用部分については世界 B I G 債券インデックスのそれぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）
外国株式	M S C I K O K U S A I （円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）
短期資産	T D B 現先 1 ヶ月

国内株式については、評価ベンチマークと異なるベンチマークを一部の運用受託機関に対し設定しており、このことが各資産のリスクに与える影響について注視している。

具体的には、バリュー、グロース、スモールのスタイルベンチマークを一部の運用受託機関に対し設定していることから運用スタイルに偏りが生じないように、モニタリングを実施した。

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 1 】	評価											
【評価項目 1 管理・運用の基本的な方針、運用の目標】	(理由及び特記事項) 総合評価が一定水準以下であった運用受託機関からの資金の一部回収を実施する等、運用受託機関の管理及び評価を適切に実施すること等により、資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めた。 平成 2 2 年度の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は、国内債券、国内株式及び外国債券の 3 資産クラスでプラスの超過収益率となっている。 また、管理運用方針については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、時宜にあった適切な管理運用方針の改正に心掛け、必要に応じて見直しを実施し、速やかにホームページにて公表した。				(委員会としての評定理由)										
【数値目標】	実績：○ 【各資産ごとのベンチマーク収益率の確保】 平成 2 2 年度の市場運用分の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は次の通りである。 <table><tr><td>国内債券</td><td>プラスの超過収益率（＋ 0. 1 4 %）となった。</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>プラスの超過収益率（＋ 0. 1 9 %）となった。</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>プラスの超過収益率（＋ 0. 3 2 %）となった。</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>概ねベンチマーク並みの超過収益率（－ 0. 0 8 %）となった。</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>概ねベンチマーク並みの超過収益率（＋ 0. 0 1 %）となった。</td></tr></table> (業務実績第 1. 2. (1)②【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】(P. 3～4) 参照)				国内債券	プラスの超過収益率（＋ 0. 1 4 %）となった。	国内株式	プラスの超過収益率（＋ 0. 1 9 %）となった。	外国債券	プラスの超過収益率（＋ 0. 3 2 %）となった。	外国株式	概ねベンチマーク並みの超過収益率（－ 0. 0 8 %）となった。	短期資産	概ねベンチマーク並みの超過収益率（＋ 0. 0 1 %）となった。	(評価は、評定記入用紙に記入ください。)
国内債券	プラスの超過収益率（＋ 0. 1 4 %）となった。														
国内株式	プラスの超過収益率（＋ 0. 1 9 %）となった。														
外国債券	プラスの超過収益率（＋ 0. 3 2 %）となった。														
外国株式	概ねベンチマーク並みの超過収益率（－ 0. 0 8 %）となった。														
短期資産	概ねベンチマーク並みの超過収益率（＋ 0. 0 1 %）となった。														
【評価の視点】	(2)運用受託機関の選定、管理及び評価は適切に行われているか。特に、アクティブ運用については、投資方針、銘柄選択の方法等の運用手法及び運用体制について、必要な評価指標を設け、定性評価が適切に行われているか。 実績：○ 【運用受託機関の選定、運用受託機関の管理及び評価】 ○ 平成 2 2 年度については、外国債券パッシブ運用及び外国株式パッシブ運用に係る運用受託機関構成についての見直しに伴う選定を行った。選定に当たっては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス、株主議決権行使の取組（外国株式のみ）、事務処理体制及び運用手数料について精査した。 (業務実績第 1. 2. (1)②【運用受託機関の選定】【運用受託機関の管理及び評価】(P. 2～3) 参照) ○ また、運用受託機関の管理及び評価については、毎月 1 回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、定期ミーティング等においても遵守状況の説明を受けるなどの方法により、適切に実施した。 (業務実績第 1. 2. (1)②【運用受託機関の管理及び評価】(P. 2～3) 参照)														

(3) 中期目標期間において各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されているか。

(4) 各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されるよう、運用受託機関の管理等に努めているか。また、各年度における各資産の収益率とベンチマーク収益率が乖離した場合には、当該乖離についての分析が行われ、必要な対応がとられているか。

(5) ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等を勘案した適切な市場指標を設定しているか。

【自家運用に係る債券貸付運用先の評価】

- 自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力及び収益率についての評価を適切に実施した。
(業務実績第 1. 2. (1) ②【運用受託機関の管理及び評価】エ (P. 3) 参照)

実績：○

【中期目標期間におけるベンチマーク収益率の確保】

- 第 2 期中期目標期間（平成 2 2 年度）においては、次のとおり、国内債券、国内株式、外国債券についてはプラスの超過収益率となり、外国株式、短期資産については概ねベンチマーク並みの収益率となった。

● 第 2 期中期目標期間（1 年間：年率）

（単位：％）

	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率
国内債券	1. 95	1. 81	0. 14
国内株式	-9. 04	-9. 23	0. 19
外国債券	-7. 06	-7. 38	0. 32
外国株式	2. 18	2. 27	-0. 08
短期資産	0. 10	0. 09	0. 01

(業務実績第 1. 2. (1)②【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】(P. 3～4) 参照)

実績：○

【各資産ごとのベンチマーク収益率の確保等】

- 平成 2 2 年度においては、国内債券、国内株式、外国債券についてはプラスの超過収益率となり、外国株式、短期資産については概ねベンチマーク並みの収益率となった。

(業務実績第 1. 2. (1)②【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】(P. 3～4) 参照)

- リスク管理ミーティングについては、平成 2 2 年度総合評価が一定水準以下の運用受託機関について、運用状況、リスク管理状況等を確認した。

(業務実績第 1. 2. (1) ②【運用受託機関の管理及び評価】ア (P. 2) 参照)

実績：○

【ベンチマークの設定】

- 平成 2 2 年度中は評価ベンチマーク（管理運用法人の各資産ごとの運用結果を評価する際に使用するベンチマーク）については、引き続き従来のベンチマークを使用することとした。

(業務実績第1. 2. (1)②【ベンチマーク】(P. 5) 参照)

(6)各資産のベンチマークとは異なるベンチマークを各運用受託機関に設定する場合は、当該個々の運用受託機関の運用行動が各資産・資産全体のリスクに与える影響について配慮した上でリスクを適切に管理しているか。

(7)管理運用方針については、少なくとも毎年1回検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行ったか。

実績：○
【マネージャー・ベンチマークを設定した運用受託機関のリスク管理】
○ 国内株式アクティブ運用については、運用スタイルに偏りが生じないように、モニタリングを実施した。
(業務実績第1.2.(1)② (P.5) 参照)

実績：○
【管理運用方針の見直し】
○ 年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、より効率的・効果的な管理及び運用業務を実施する上で、新たな運用方針が必要か、現実の運用環境に合っているか等の視点で見直しを実施し、その内容をホームページに公表した。
(業務実績第1.1 (P.1) 参照)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 2 2 年 度 計 画	平 成 2 2 年 度 業 務 実 績																																																																																				
（３）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。 適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、複合ベンチマーク収益率(各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの)によるリスク管理を行うこと。	（２）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。 また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。 ①資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月１回把握するとともに、必要な措置を講じる。 また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。 さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率(各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの)との乖離要因の分析等を行う。	（２）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。 また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。 ① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月１回把握するとともに、必要な措置を講じる。 また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を進める。 さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。	（２）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。 また、各資産ごとに、ベンチマークの相対リスクの推移等を把握・分析し、リスク管理を行った。 なお、企画部に資金業務課を新設し年金特別会計へのキャッシュ・アウト対応等の機能強化を図るとともに、市場動向の把握分析に必要な機能強化を図る観点から、調査室の体制強化（増員等）を行い、これにより市場動向に関する調査が充実強化され、月次のタイミングで足元及び翌月の市場動向に関する分析を実施した。 さらに、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等を求め、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通じ問題点がないかを確認し、適正な管理に努めた。具体的には、以下のとおりリスク管理を行った。 【乖離状況の把握等】 平成２２年度は、年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握した。この結果、乖離状況は毎月あらかじめ定めた乖離許容幅内に収まっており問題がないことを確認した。 ●基本ポートフォリオとの乖離状況 （単位：％） <table><tr><th></th><th>４月</th><th>５月</th><th>６月</th><th>７月</th><th>８月</th><th>９月</th></tr><tr><td>国内債券（67.00）</td><td>-1.89</td><td>0.33</td><td>1.14</td><td>0.63</td><td>1.60</td><td>0.44</td></tr><tr><td>国内株式（11.00）</td><td>0.64</td><td>-0.27</td><td>-0.58</td><td>-0.56</td><td>-0.99</td><td>-0.68</td></tr><tr><td>外国債券（8.00）</td><td>-0.06</td><td>-0.26</td><td>-0.30</td><td>-0.23</td><td>-0.27</td><td>-0.14</td></tr><tr><td>外国株式（9.00）</td><td>1.30</td><td>0.20</td><td>-0.26</td><td>0.16</td><td>-0.35</td><td>0.38</td></tr><tr><td>短期資産（5.00）</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>１月</th><th>２月</th><th>３月</th></tr><tr><td>国内債券（67.00）</td><td>0.51</td><td>-0.27</td><td>-0.90</td><td>-1.47</td><td>-2.19</td><td>-2.11</td></tr><tr><td>国内株式（11.00）</td><td>-0.76</td><td>-0.10</td><td>0.38</td><td>0.50</td><td>0.95</td><td>0.24</td></tr><tr><td>外国債券（8.00）</td><td>-0.28</td><td>-0.31</td><td>-0.51</td><td>-0.40</td><td>-0.40</td><td>-0.10</td></tr><tr><td>外国株式（9.00）</td><td>0.53</td><td>0.68</td><td>1.04</td><td>1.37</td><td>1.65</td><td>1.97</td></tr><tr><td>短期資産（5.00）</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td></tr></table> （注）（ ）内の数値は基本ポートフォリオ		４月	５月	６月	７月	８月	９月	国内債券（67.00）	-1.89	0.33	1.14	0.63	1.60	0.44	国内株式（11.00）	0.64	-0.27	-0.58	-0.56	-0.99	-0.68	外国債券（8.00）	-0.06	-0.26	-0.30	-0.23	-0.27	-0.14	外国株式（9.00）	1.30	0.20	-0.26	0.16	-0.35	0.38	短期資産（5.00）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		10月	11月	12月	１月	２月	３月	国内債券（67.00）	0.51	-0.27	-0.90	-1.47	-2.19	-2.11	国内株式（11.00）	-0.76	-0.10	0.38	0.50	0.95	0.24	外国債券（8.00）	-0.28	-0.31	-0.51	-0.40	-0.40	-0.10	外国株式（9.00）	0.53	0.68	1.04	1.37	1.65	1.97	短期資産（5.00）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	４月	５月	６月	７月	８月	９月																																																																																	
国内債券（67.00）	-1.89	0.33	1.14	0.63	1.60	0.44																																																																																	
国内株式（11.00）	0.64	-0.27	-0.58	-0.56	-0.99	-0.68																																																																																	
外国債券（8.00）	-0.06	-0.26	-0.30	-0.23	-0.27	-0.14																																																																																	
外国株式（9.00）	1.30	0.20	-0.26	0.16	-0.35	0.38																																																																																	
短期資産（5.00）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00																																																																																	
	10月	11月	12月	１月	２月	３月																																																																																	
国内債券（67.00）	0.51	-0.27	-0.90	-1.47	-2.19	-2.11																																																																																	
国内株式（11.00）	-0.76	-0.10	0.38	0.50	0.95	0.24																																																																																	
外国債券（8.00）	-0.28	-0.31	-0.51	-0.40	-0.40	-0.10																																																																																	
外国株式（9.00）	0.53	0.68	1.04	1.37	1.65	1.97																																																																																	
短期資産（5.00）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00																																																																																	

			【資産全体のリスク管理】 リスク管理においては、資産配分に係るリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断している。 主に、次のようなリスク管理数値により、資産全体のリスク管理を行っている。 ア 財投債を含めた運用資産全体のリスク <table><tr><td>参照ポートフォリオの推定総リスク</td><td>基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産を除いた参照ポートフォリオのウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。</td></tr><tr><td>実績ポートフォリオの推定総リスク</td><td>基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産を除いた部分の実際の保有ウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。</td></tr><tr><td>推定相対リスク</td><td>参照ポートフォリオと実際のポートフォリオのウェイトの差から生じるリスク量。</td></tr></table> イ 市場運用資産全体のリスク <table><tr><td>参照ポートフォリオの推定総リスク</td><td>基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産と財投債を除いた市場運用資産の参照ポートフォリオのウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。</td></tr><tr><td>実績ポートフォリオの推定総リスク</td><td>基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産と財投債を除いた部分の実際の保有ウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量（アクティブリスク（トラッキングエラー）の推定リスク量を含む）。</td></tr><tr><td>推定相対リスク</td><td>市場運用資産の参照ポートフォリオと実際のポートフォリオのウェイトの差から生じるリスク量（アクティブリスク（トラッキングエラー）の推定リスクを含む）。</td></tr></table> 資産全体のリスクを分析した結果、「実績ポートフォリオの推定総リスク」の変化は、実績ポートフォリオにおける各資産の構成割合の変化により生じていた。また、推定相対リスクの変化は、参照値と実績ポートフォリオの構成割合の乖離から生じていることを確認した。 【各資産の対ベンチマークの超過収益率の要因分析】 業務実績第 1.2.（1）P4 参照 【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】 運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率（各運用資産のベンチマーク収益率を、基準となる資産構成割合の参照値で加重したもの）との差である超過収益率について、①資産配分要因、②個別資産要因及び③その他要因（誤差含む）の 3 つの要因に分解すると、次のとおりである。	参照ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産を除いた参照ポートフォリオのウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。	実績ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産を除いた部分の実際の保有ウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。	推定相対リスク	参照ポートフォリオと実際のポートフォリオのウェイトの差から生じるリスク量。	参照ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産と財投債を除いた市場運用資産の参照ポートフォリオのウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。	実績ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産と財投債を除いた部分の実際の保有ウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量（アクティブリスク（トラッキングエラー）の推定リスク量を含む）。	推定相対リスク	市場運用資産の参照ポートフォリオと実際のポートフォリオのウェイトの差から生じるリスク量（アクティブリスク（トラッキングエラー）の推定リスクを含む）。
参照ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産を除いた参照ポートフォリオのウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。														
実績ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産を除いた部分の実際の保有ウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。														
推定相対リスク	参照ポートフォリオと実際のポートフォリオのウェイトの差から生じるリスク量。														
参照ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産と財投債を除いた市場運用資産の参照ポートフォリオのウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。														
実績ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産と財投債を除いた部分の実際の保有ウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量（アクティブリスク（トラッキングエラー）の推定リスク量を含む）。														
推定相対リスク	市場運用資産の参照ポートフォリオと実際のポートフォリオのウェイトの差から生じるリスク量（アクティブリスク（トラッキングエラー）の推定リスクを含む）。														

			(単位：％)				
				資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 (誤差含む) ③	①+②+③
			国内債券	-0.07	0.07	0.00	0.00
			国内株式	-0.13	0.03	0.00	-0.11
			外国債券	0.00	0.03	0.00	0.03
			外国株式	-0.06	-0.01	0.00	-0.07
			短期資産	0.00	0.00	0.00	0.00
			合計	-0.26	0.12	-0.09	-0.23
			① 資産配分要因：－０．２６％				
			国内債券	ベンチマーク収益率（１．６９％）が複合ベンチマーク収益率（－０．０２％）を上回った資産であったが、資産構成割合が参照値を平均的に下回ったことから、０．０７％のマイナス寄与となった。			
			国内株式	ベンチマーク収益率（－９．２３％）が複合ベンチマーク収益率（－０．０２％）を下回った資産であったが、株価の下落した第１四半期及び第４四半期において、資産構成割合が参照値を平均的に上回ったことから、０．１３％のマイナス寄与となった。			
			外国債券	ベンチマーク収益率（－７．３８％）が複合ベンチマーク収益率（－０．０２％）を下回った資産であったが、期を通じて資産構成割合と参照値との乖離があまりなかったことから、寄与はほぼゼロとなった。			
			外国株式	ベンチマーク収益率（２．２７％）が複合ベンチマーク収益率（－０．０２％）を上回った資産であったが、株価の下落した第１四半期において、資産構成割合が平均的に参照値を上回ったことから、０．０６％のマイナス寄与となった。			
			② 個別資産要因：＋０．１２％ 個別資産要因は、外国株式で０．０１％のマイナス寄与となったが、国内債券、国内株式及び外国債券でそれぞれ０．０７％、０．０３％、０．０３％のプラス寄与となったことから、全体では０．１２％のプラス寄与となった。				
			③ その他要因（誤差含む）：－０．０９％ その他要因に計算上の誤差を加えた要因は、０．０９％のマイナス寄与となった。				
			運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率を比較した場合の主な乖離要因は、管理運用法人が目標とする資産構成割合と実際のポートフォリオの資産構成割合との乖離による資産配分要因であった。				

②各資産
市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。

② 各資産
市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。

【各資産のリスク管理】
毎月、国内株式及び外国株式については、トラッキングエラーやベータ値により、国内債券及び外国債券については、トラッキングエラーやデューレーションにより、それぞれリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認するとともに、問題発生の有無や対応措置の必要についても確認している。その結果、平成２２年度においては問題のないことを確認した。

●推定トラッキングエラー（モデルを用いて推定した超過収益率の標準偏差）
（単位：％）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
４月	0.07	0.25	0.22	0.17
５月	0.09	0.25	0.21	0.13
６月	0.09	0.26	0.33	0.14
７月	0.10	0.26	0.21	0.15
８月	0.11	0.26	0.20	0.14
９月	0.10	0.25	0.24	0.14
10月	0.09	0.24	0.21	0.15
11月	0.09	0.24	0.22	0.15
12月	0.09	0.24	0.23	0.15
１月	0.09	0.24	0.23	0.13
２月	0.09	0.23	0.25	0.12
３月	0.09	0.27	0.26	0.12

●実績トラッキングエラー（過去６０ヶ月の超過収益率の標準偏差）
（単位：％）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
４月	0.05	0.54	0.22	0.23
５月	0.05	0.54	0.22	0.23
６月	0.05	0.54	0.22	0.23
７月	0.05	0.54	0.21	0.23
８月	0.05	0.54	0.21	0.23
９月	0.05	0.46	0.21	0.23
10月	0.05	0.46	0.21	0.23
11月	0.05	0.46	0.21	0.23
12月	0.05	0.45	0.21	0.23
１月	0.05	0.45	0.21	0.23
２月	0.05	0.44	0.21	0.23
３月	0.06	0.44	0.21	0.23

●ベータ値（市場全体の収益率に対するポートフォリオの収益率の感応度）

	国内株式アクティブ	外国株式アクティブ
4 月	1. 02	0. 99
5 月	1. 02	0. 99
6 月	1. 02	0. 99
7 月	1. 03	0. 99
8 月	1. 03	0. 99
9 月	1. 03	0. 99
10 月	1. 02	0. 98
11 月	1. 03	0. 98
12 月	1. 03	0. 98
1 月	1. 03	0. 99
2 月	1. 03	0. 99
3 月	1. 02	0. 99

●デュレーション（金利の変動に対する債券価格の変化率）

	国内債券修正デュレーション			外国債券実効デュレーション		
	ポ ー ト フ ォ リ オ	ベンチマーク	乖離	ポ ー ト フ ォ リ オ	ベンチマーク	乖離
4 月	6. 53	6. 50	0. 03	5. 81	5. 75	0. 06
5 月	6. 58	6. 49	0. 09	5. 81	5. 77	0. 04
6 月	6. 72	6. 66	0. 06	5. 81	5. 74	0. 06
7 月	6. 77	6. 67	0. 09	5. 81	5. 74	0. 07
8 月	6. 82	6. 68	0. 14	6. 01	5. 94	0. 08
9 月	6. 88	6. 77	0. 11	5. 99	5. 89	0. 10
10 月	6. 77	6. 71	0. 07	5. 88	5. 85	0. 03
11 月	6. 74	6. 62	0. 11	5. 81	5. 77	0. 05
12 月	6. 82	6. 76	0. 06	5. 80	5. 75	0. 05
1 月	6. 73	6. 69	0. 04	5. 72	5. 72	0. 00
2 月	6. 76	6. 68	0. 09	5. 73	5. 76	-0. 03
3 月	6. 80	6. 75	0. 06	5. 70	5. 72	-0. 03

流動性リスクについては、ベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウェイトの状況を、また、信用リスクについては、資産を管理する機関や与信の対象となる機関の格付状況及び内外債券に係る格付基準が定められている銘柄の格付状況をそれぞれ毎月把握するとともに、カントリーリスクについても国別等の債券スプレッドの推移等クレジットリスクのモニタリングを行い、問題ないことを確認した。

	③各運用受託機関 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。 また、運用体制の変更等注意到注意する。	③ 各運用受託機関 運用受託機関ごとに運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示す。 また、運用状況及びリスク負担の状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的に各運用受託機関とミーティングを行い、運用ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握し、運用受託機関に対し適切に管理、評価を行う。 運用体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点等の有無を確認する。	【各運用受託機関】 ア 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。 イ 運用受託機関に対してファンドごとに提示したリスク管理指標の目標値等の遵守状況、投資行動及び運用結果の報告を月次で求めたほか、ガイドラインにおける運用手法、運用体制及び社の方針等については、随時必要な資料の提出を求め、月次単位で整理し、分析を行った。その結果、3ファンド（3案件）について、一時的な要因等により、管理目標値を超えたものを確認した。これらのファンドについては、再発防止策の適正な実施を求めるとともに口頭で嚴重注意等を行った。 少数銘柄に集中投資することによるリスクが高まることを防止し、分散投資することを目的に、株式アクティブ運用及び外国債券アクティブ運用における同一銘柄等に対する投資制限については、5%上限を基本としつつ、合理的な理由がある場合の範囲を明確にするための投資上限について「ベンチマーク・インデックスのウェイトに150%を乗じて得た率」までとすると定めており、すべての運用受託機関の個別銘柄の保有状況を随時把握し、分散投資の観点から問題がないことを確認した。 ウ 次のとおり、総合評価のための定期ミーティング及び上半期の運用状況及びリスク管理の遵守状況等の確認を目的とした定期ミーティングを実施し、ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握した。なお、外国株式パッシブ及び外国債券パッシブ運用受託機関については、運用機関選定の2次審査の一環とした。 ○総合評価を目的とした定期ミーティング i パッシブ運用受託機関（26ファンド）：6月25日～7月6日、 11月16日～11月17日 ii 外国株式アクティブ運用受託機関（13ファンド）：7月14日～7月21日 iii 外国債券アクティブ運用受託機関（7ファンド）：7月22日～7月26日 iv 国内株式アクティブ運用受託機関（19ファンド）：7月27日～8月4日 v 国内債券アクティブ運用受託機関（10ファンド）：11月11日～11月19日 総合評価結果により、以下の運用受託機関について資金配分停止とし、一部資金回収を実施することとした。 i 国内債券アクティブ運用受託機関6社 ii 国内株式アクティブ運用受託機関6社 iii 外国株式アクティブ運用受託機関3社 ○上半期の運用状況及びリスク管理の遵守状況等の確認を目的とした定期ミーティング（平成22年11月中旬から11月下旬に実施） 平成22年度の総合評価において評価が一定水準以下の運用受託機関 ・国内株式アクティブ 6社6ファンド ・外国株式アクティブ 3社3ファンド
--	---	--	---

	④各資産管理機関 資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。	④ 各資産管理機関 資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを示す。 また、資産管理状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的にミーティングを行い、資産管理ガイドラインの遵守状況を把握し、資産管理機関に対し、適切に管理、評価を行う。 さらに、信用リスクについては、随時管理するとともに、資産管理体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点の有無を確認する。	なお、本ミーティングを実施しないファンドについても、同一の様式により報告書を求め、運用状況及びリスク管理状況を確認した。 エ 運用体制の変更等については、運用に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。平成２２年度において運用体制の変更等があったものは５６ファンドで１０８件であった。このうち、運用統括責任者の変更等、重要な変更があったのは１８ファンドで２２件であった。これらの社に対してはミーティング等を実施し説明を求めた。 このうち、国内株式アクティブ１ファンド及び外国株式アクティブ１ファンドについては、運用体制の変更内容等を踏まえ解約した。 オ 震災発生直後、運用受託機関の状況について各社に問い合わせを行い、概ね通常通りの業務を行っていることを確認した。また、その後に改めて運用体制及びシステムのバックアップ体制等の状況について詳細な報告を受け、概ね問題がないことを確認した。 【各資産管理機関】 ア 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを提示している。また、自家運用における資産管理機関に対しても、資産管理ガイドラインを提示している。 イ 各社の資産管理状況については資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、ガイドラインにおける資産管理の目標、管理手法及び体制等について随時必要な資料を求め、内容を確認した（４社）。 なお、組織改正を伴うものについては、必要に応じてミーティングを実施した（４社２５件）。定期ミーティング等においても状況を確認した。 ウ 総合評価のためのミーティングを平成２２年１２月、平成２３年１月に、全資産管理機関に対して現地において実施し、ガイドラインの遵守状況、資産管理状況等を把握するとともに、問題がないことを確認した。 エ 資産管理体制の変更等については、資産管理に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。平成２２年度においては、４社２５件の人事異動等により資産管理体制の変更があったが、変更後の資産管理体制について、特に問題のないことを確認した。 オ 信用リスクの管理については、格付状況を月１回確認し、問題のないことを確認した。 カ 震災発生直後、資産管理機関の状況について各社に問い合わせを行い、概ね通常通りの業務を行っていることを確認した。また、その後に改めて資産管理体制及びシステムのバックアップ体制等の状況について詳細な報告を受け、概ね問題がないことを確認した。
--	--	---	---

	⑤自家運用 運用ガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認し、適切に管理する。	⑤ 自家運用 自家運用に係る運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、随時遵守状況を適切に管理する。	【自家運用】 運用部はインハウス運用室に対し運用ガイドラインを示し、月次でリスク管理状況等の報告を受け、リスク管理指標にかかる目標値等の遵守状況について問題のないことを確認した。 さらに、平成２１年度運用状況の報告を受け、平成２２年１１月にミーティングを実施し、問題のないことを確認した。 自家運用に係る取引先について、「債券の売買の取引先」及び「短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者」に関する取引執行能力、事務処理能力等を総合的に評価し、以下のとおり決定を行った。 ・債券の売買の取引先としての証券会社は、既存２０社中全社を「継続」とした。 ・短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、既存１６社中全社を「継続」とした。 なお、インハウス運用室では従前どおり、月次でリスク管理を行っているほか、日次では、国内債券パッシブファンドのリスク特性値、保有債券及び購入予定債券の格付けの状況による信用リスク並びに短期資産ファンドの与信先の格付けによる信用リスク、約定前後の運用対象資産及び与信限度額について、運用部から示された運用ガイドライン等に基づき、遵守状況の確認を行っている。
--	---	---	--

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 2 】	評価	
【評価項目 2 リスク管理】	(理由及び特記事項) 平成 2 2 年度は、引き続き年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、基本ポートフォリオが毎月あらかじめ定めた乖離許容幅内に収まるよう適切に管理を行うとともに、資産全体、各資産の多角的なリスク管理及び運用受託機関等に対するきめ細かなリスク管理や評価などを積極的に行った。この結果、特に問題が生ずることなく適切な管理を行うことができた。 また、企画部に資金業務課を新設し年金特別会計へのキャッシュ・アウト対応等の機能強化を図るとともに、調査室の体制強化（増員等）を行い、月次のタイミングで足元及び翌月の市場動向に関する分析を実施するなど、市場動向の把握分析に必要な機能強化が図られたことにより、適切なリスク管理のもと、市場に特段の影響を与えることなく、円滑かつ確実な資金の確保を行うことができた。				(委員会としての評定理由) （評価は、評定記入用紙に記入ください。）
【評価の視点】 (1) 資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月 1 回把握し、必要な措置を講じているか。	実績：○ 【乖離状況の把握等】 ○ 平成 2 2 年度は、年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握することとした。この乖離状況は、毎月あらかじめ定めた乖離許容幅内に収まっており問題がないことを確認した。 (業務実績第 1. 2. (2) 【乖離状況の把握等】 (P. 9) 参照)				
(2) 適切かつ円滑なリバランスを実施するために、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を行ったか。	実績：○ 【市場動向の把握・分析等】 ○ 企画部に資金業務課を新設し年金特別会計へのキャッシュ・アウト対応等の機能強化を図るとともに、市場動向の把握・分析に必要な機能強化を図る観点から、調査室の体制強化（増員等）を行った。これにより、月次のタイミングで足元及び翌月の市場動向に関する分析を実施する等、さらなる市場動向に関する分析・調査の充実強化が図られた。 (業務実績第 1. 2. (2) (P. 9) 参照)				
(3) 毎年度、各資産の収益率とベンチマーク収益率、資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率を比較し、その乖離要因を分析し、必要な措置が講じられているか。	実績：○ 【各資産及び資産全体の収益率とベンチマーク収益率の乖離要因】 ○ 平成 2 2 年度においては、国内債券、国内株式、外国債券についてはプラスの超過収益率となり、外国株式、短期資産については概ねベンチマーク並みの収益率となった。 各資産の収益率とベンチマーク収益率の乖離要因について、分析ツールを用いて分析を行った。（詳細は、業務実績第 1. 2. (1) ② 【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】 (P. 3～4) 参照) 【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】 ○ 対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析は以下のとおり。 ① 資産配分要因： － 0. 2 6 %				

	国内債券	ベンチマーク収益率（１．６９％）が複合ベンチマーク収益率（－０．０２％）を上回った資産であったが、資産構成割合が参照値を平均的に下回ったことから、０．０７％のマイナス寄与となった。
	国内株式	ベンチマーク収益率（－９．２３％）が複合ベンチマーク収益率（－０．０２％）を下回った資産であったが、株価の下落した第１四半期及び第４四半期において、資産構成割合が参照値を平均的に上回ったことから、０．１３％のマイナス寄与となった。
	外国債券	ベンチマーク収益率（－７．３８％）が複合ベンチマーク収益率（－０．０２％）を下回った資産であったが、期を通じて資産構成割合と参照値との乖離があまりなかったことから、寄与はほぼゼロとなった。
	外国株式	ベンチマーク収益率（２．２７％）が複合ベンチマーク収益率（－０．０２％）を上回った資産であったが、株価の下落した第１四半期において、資産構成割合が平均的に参照値を上回ったことから、０．０６％のマイナス寄与となった。
(4) 資産全体のリスクの確認、分析及び評価を適切な体制及び方法により行っているか。また、問題がある場合、必要な措置を講じたか。	② 個別資産要因：＋０．１２％ 個別資産要因は、外国株式で０．０１％のマイナス寄与となったが、国内債券、国内株式及び外国債券でそれぞれ０．０７％、０．０３％、０．０３％のプラス寄与となったことから、全体では０．１２％のプラス寄与となった。 ③ その他要因（誤差含む）：－０．０９％ その他要因に計算上の誤差を加えた要因は、０．０９％のマイナス寄与となった。 （業務実績第 1.2.(2) 【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】（P.10～11）参照）	
	実績：○ 【資産全体のリスク管理】 ○ 資産全体のリスク管理については、複数のリスク管理数値を毎月１回把握し、これらのリスク値の変動要因を分析した上で特に問題がないことを確認した。 （業務実績第 1.2.(2) 【資産全体のリスク管理】（P.10）参照）	
(5) 各資産ごとに管理すべきリスクを明確にし、定期的に確認し、問題がある場合、必要な措置をとっているか。	実績：○ 【各資産のリスク管理】 ○ 基本となるアクティブリスクとして、国内株式及び外国株式については、トラッキングエラーやベータ値により、国内債券及び外国債券については、トラッキングエラーやデュレーションにより、それぞれ毎月、ベンチマークとの乖離状況をモニタリングした。その結果、平成２２年度中は問題は生じなかった。 また、国別等の債券スプレッド等の推移等、クレジットリスクに係るモニタリングをした。	

(6)運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示しているか。運用スタイルの異なる運用受託機関を適切に組み合わせるとともに、各運用受託機関に期待する運用スタイルに対応した適切なベンチマークを示しているか。また、各社の運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に把握・分析し、問題がある場合、必要な措置をとったか。

(7)資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示しているか。また、各社の資産管理状況を把握し、問題がある場合、必要な措置をとったか。

(8)資産管理機関の信用リスクを管理しているか。また、資産管理体制の変更について、注意しているか。

(9)自家運用において、運用ガイドラインを定めているか。また、運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に確認し、問題がある場合、必要な対応を行ったか。

(業務実績第 1. 2. (2) 【各資産のリスク管理】 (P. 12～13) 参照)

実績：○
【運用スタイルに応じたベンチマーク等】
○ 運用受託機関に対し、遵守すべき運用ガイドラインを提示している。その際、各運用受託機関の運用スタイルやファンド特性を考慮して適切なベンチマークを示している。
(業務実績第 1. 2. (2) 【各運用受託機関】 ア (P. 14) 参照)

○ 各運用受託機関のリスク管理指標にかかる目標値の遵守状況について、月次報告、定期ミーティング等の機会に確認した。その結果、3 ファンドについて一時的な要因等により、管理目標値を超えたものを確認した。これらのファンドについては、再発防止策の適正な実施を求めるとともに口頭で厳重注意等を行うなど、運用状況及びリスク状況について適切な措置を講じた。
(業務実績第 1. 2. (2) 【各運用受託機関】 イ (P. 14) 参照)

実績：○
【資産管理状況の把握等】
○ 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを提示している。各社の資産管理状況については資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、定期ミーティング等においても状況を確認した。
(業務実績第 1. 2. (2) 【各資産管理機関】 ア～ウ (P. 15) 参照)

実績：○
【信用リスクの管理等】
○ 資産管理機関に係る信用リスクについては、毎月 1 回格付状況を把握し、問題のないことを確認した。
また、資産管理機関の資産管理体制の変更に当たっては、提示したガイドラインに基づき迅速な報告がなされている。
内容についても、人事異動等であったが、資産管理に関しての重大な変更該当するものはなく、変更後の資産管理体制について、問題のないことを確認した。
(業務実績第 1. 2. (2) 【各資産管理機関】 エ～オ (P. 15) 参照)

実績：○
【自家運用の運用状況等の確認】
○ 自家運用に係る運用ガイドラインについては運用部より提示している。これに基づき、必要な資料の提出を求め、その遵守状況について運用部において月次で管理し、問題のないことを確認した。
また、インハウス運用室では、運用ガイドライン等の遵守状況の確認を定期的に行い、問題のないことを確認した。
(業務実績第 1. 2. (2) 【自家運用】 (P. 16) 参照)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 ２ ２ 年 度 計 画	平 成 ２ ２ 年 度 業 務 実 績																		
(４) 運用手法について 長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とする。例外については、これまでの運用実績も勘案し、適切に確たる根拠を説明できる場合に限るものとする。 収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。また、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関等を適時に見直すこと。	(３) 運用手法について 年金積立金は巨額であり、市場への影響に配慮する必要があること、長期的には市場は概ね効率的であると考えられること等から、各資産ともパッシブ運用を中心とする。なお、アクティブ運用は、これまでの実績を勘案し、運用受託機関の選定に際して運用の手法、実績及び体制等を精査し超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行うものとする。 また、ベンチマークをより適切なものに見直すなど収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び的確なパフォーマンス管理を行うなど運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時に見直す。	(３) 運用手法 ① 各資産ともパッシブ運用を中心とする。 アクティブ運用は、これまでの実績を勘案し、運用受託機関の選定に際して運用の手法、実績及び体制等を精査し超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行うものとする。 ② 収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進める。 ③ 運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時に見直すこととし、平成２２年度は外国債券パッシブ及び外国株式パッシブの運用受託機関の見直しを総合評価に併せて行う。	(３) 運用手法 ① 各資産ともパッシブ運用の割合を高め維持することに留意しつつ運用を行い、平成２２年度末のパッシブ・アクティブの割合は、次のとおり資産の約７～９割がパッシブ運用となっている。 ●パッシブ運用及びアクティブ運用の割合（平成２３年３月末） (単位：％) <table><tr><th></th><th>国内債券</th><th>国内株式</th><th>外国債券</th><th>外国株式</th><th>合計</th></tr><tr><td>パッシブ</td><td>82.05</td><td>75.26</td><td>70.62</td><td>86.23</td><td>78.13</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>17.95</td><td>24.74</td><td>29.38</td><td>13.77</td><td>21.87</td></tr></table> ② 平成２２年度においては、以下の取組を実施した。 ア 従来から総合評価が一定水準以下の運用受託機関に対し、資金の配分停止を実施していたが、総合評価をより有効に活かす観点から、資金の配分停止に加え、資金の一部回収を実施することとした。 イ 収益機会の拡大を図る観点から、エマージング株式運用について平成２１年度に実施した調査研究を活用し、情報等を体系的に整理のうえ、運用委員会における効率的な議論を行うとともに、公募を開始した。 ウ 自家運用における運用の効率化の観点から、債券の売買の取引先及び短期資産の運用先を新たに追加した。 ③ 平成２２年度においては、外国債券パッシブ及び外国株式パッシブ運用に係る運用受託機関構成についての見直しに伴う選定を行った。 選定の際には、外部の専門家たる運用コンサルティング会社を活用するとともに、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精査し、運用委託手数料を含む総合評価の結果を踏まえ、外国債券パッシブ運用においては、新規応募の運用機関３社３ファンド及び既存の運用受託機関３社３ファンドを選定し、外国株式パッシブ運用においては、新規応募の運用機関２社２ファンド及び既存の運用受託機関４社４ファンドを選定した。		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計	パッシブ	82.05	75.26	70.62	86.23	78.13	アクティブ	17.95	24.74	29.38	13.77	21.87
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計																
パッシブ	82.05	75.26	70.62	86.23	78.13																
アクティブ	17.95	24.74	29.38	13.77	21.87																

			● 外国債券パッシブ運用・外国株式パッシブ運用 <table><tr><td>公募</td><td>平成２２年３月２３日にホームページに公募要綱サイトを作成し、公告した。これを受けて期限である４月２３日までに新規応募の運用機関として、外国債券パッシブ９社９ファンド、外国株式パッシブ９社９ファンドの応募があった。</td></tr><tr><td>第１次審査</td><td>応募のあった外国債券パッシブ９社９ファンド、外国株式パッシブ９社９ファンドについて運用機関の提出書類に基づき、応募資格要件及び過去の運用実績を中心に第１次審査を行った。その結果、応募のあった全外国債券パッシブ及び全外国株式パッシブ運用機関を１次審査通過とした。</td></tr><tr><td>第２次審査</td><td>第１次審査通過とした新規応募の運用機関（外国債券パッシブ９社９ファンド、外国株式９社９ファンド）及び既存の運用受託機関（外国債券パッシブ４社４ファンド、外国株式パッシブ６社６ファンド）について第２次審査のためのヒアリングを実施し、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制、株主議決権行使の取組（外国株式のみ）の評価項目について審査基準に基づき審査し、総合評価（運用委託手数料に係る部分を除く）を行った。この結果、外国債券パッシブにおいては、新規応募の４社４ファンドと既存の運用受託機関４社４ファンド、外国株式パッシブにおいては、新規応募の５社５ファンドと既存の運用受託機関６社６ファンドを第２次審査通過とした</td></tr><tr><td>第３次審査</td><td>① 第２次審査通過とした外国債券パッシブ８社８ファンド（新規応募の運用機関４社４ファンドと既存の運用受託機関４社４ファンド）、外国株式パッシブ１１社１１ファンド（新規応募の運用機関５社５ファンドと既存の運用受託機関６社６ファンド）について国内外の拠点において現地ヒアリングを実施し、投資方針及び運用哲学が投資判断を行うファンド・マネージャー及びアナリストに共有され、十分に理解されているか、また、適切な人員の配置、確立された運用体制があるか等について確認した。 ② この結果を踏まえ、運用委託手数料を含む総合評価を実施し、運用委員会で審議の上、最終的に外国債券パッシブにおいては新規応募の３社３ファンドと既存の運用受託機関３社３ファンド、外国株式パッシブにおいては新規応募の２社２ファンドと既存の運用受託機関４社４ファンドを選定した。</td></tr></table> （４）財投債の管理及び運用 ① 第１四半期末、第２四半期末及び第３四半期末の各時点の償却原価法による評価額と併せて時価法による評価額について各四半期の管理及び運用実績の状況等の一環として公表した（平成２２年度末時点の評価額については業務概況書にて公表。）。 ② 資産管理機関から月末の資産管理状況について月次及び四半期で報告を求め、適切に管理されていることを確認した。	公募	平成２２年３月２３日にホームページに公募要綱サイトを作成し、公告した。これを受けて期限である４月２３日までに新規応募の運用機関として、外国債券パッシブ９社９ファンド、外国株式パッシブ９社９ファンドの応募があった。	第１次審査	応募のあった外国債券パッシブ９社９ファンド、外国株式パッシブ９社９ファンドについて運用機関の提出書類に基づき、応募資格要件及び過去の運用実績を中心に第１次審査を行った。その結果、応募のあった全外国債券パッシブ及び全外国株式パッシブ運用機関を１次審査通過とした。	第２次審査	第１次審査通過とした新規応募の運用機関（外国債券パッシブ９社９ファンド、外国株式９社９ファンド）及び既存の運用受託機関（外国債券パッシブ４社４ファンド、外国株式パッシブ６社６ファンド）について第２次審査のためのヒアリングを実施し、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制、株主議決権行使の取組（外国株式のみ）の評価項目について審査基準に基づき審査し、総合評価（運用委託手数料に係る部分を除く）を行った。この結果、外国債券パッシブにおいては、新規応募の４社４ファンドと既存の運用受託機関４社４ファンド、外国株式パッシブにおいては、新規応募の５社５ファンドと既存の運用受託機関６社６ファンドを第２次審査通過とした	第３次審査	① 第２次審査通過とした外国債券パッシブ８社８ファンド（新規応募の運用機関４社４ファンドと既存の運用受託機関４社４ファンド）、外国株式パッシブ１１社１１ファンド（新規応募の運用機関５社５ファンドと既存の運用受託機関６社６ファンド）について国内外の拠点において現地ヒアリングを実施し、投資方針及び運用哲学が投資判断を行うファンド・マネージャー及びアナリストに共有され、十分に理解されているか、また、適切な人員の配置、確立された運用体制があるか等について確認した。 ② この結果を踏まえ、運用委託手数料を含む総合評価を実施し、運用委員会で審議の上、最終的に外国債券パッシブにおいては新規応募の３社３ファンドと既存の運用受託機関３社３ファンド、外国株式パッシブにおいては新規応募の２社２ファンドと既存の運用受託機関４社４ファンドを選定した。
公募	平成２２年３月２３日にホームページに公募要綱サイトを作成し、公告した。これを受けて期限である４月２３日までに新規応募の運用機関として、外国債券パッシブ９社９ファンド、外国株式パッシブ９社９ファンドの応募があった。										
第１次審査	応募のあった外国債券パッシブ９社９ファンド、外国株式パッシブ９社９ファンドについて運用機関の提出書類に基づき、応募資格要件及び過去の運用実績を中心に第１次審査を行った。その結果、応募のあった全外国債券パッシブ及び全外国株式パッシブ運用機関を１次審査通過とした。										
第２次審査	第１次審査通過とした新規応募の運用機関（外国債券パッシブ９社９ファンド、外国株式９社９ファンド）及び既存の運用受託機関（外国債券パッシブ４社４ファンド、外国株式パッシブ６社６ファンド）について第２次審査のためのヒアリングを実施し、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制、株主議決権行使の取組（外国株式のみ）の評価項目について審査基準に基づき審査し、総合評価（運用委託手数料に係る部分を除く）を行った。この結果、外国債券パッシブにおいては、新規応募の４社４ファンドと既存の運用受託機関４社４ファンド、外国株式パッシブにおいては、新規応募の５社５ファンドと既存の運用受託機関６社６ファンドを第２次審査通過とした										
第３次審査	① 第２次審査通過とした外国債券パッシブ８社８ファンド（新規応募の運用機関４社４ファンドと既存の運用受託機関４社４ファンド）、外国株式パッシブ１１社１１ファンド（新規応募の運用機関５社５ファンドと既存の運用受託機関６社６ファンド）について国内外の拠点において現地ヒアリングを実施し、投資方針及び運用哲学が投資判断を行うファンド・マネージャー及びアナリストに共有され、十分に理解されているか、また、適切な人員の配置、確立された運用体制があるか等について確認した。 ② この結果を踏まえ、運用委託手数料を含む総合評価を実施し、運用委員会で審議の上、最終的に外国債券パッシブにおいては新規応募の３社３ファンドと既存の運用受託機関３社３ファンド、外国株式パッシブにおいては新規応募の２社２ファンドと既存の運用受託機関４社４ファンドを選定した。										
	（４）財投債の管理及び運用 平成１９年度までに引き受けた満期保有とする財投債について、年金積立金の適正な管理に資するため、時価による評価も併せて行い、開示することとする。 なお、当該財投債については、第１の２の（１）に定めるベンチマーク収益率に係る規定を適用しない。	（４）財投債の管理及び運用 自家運用において、引き受けた満期保有とする財投債について、管理及び運用を行う。また、資産の評価にあたっては、償却原価法に併せ、時価による評価も行い、開示する。									

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 3 】	評価	
【評価項目 3 運用手法、財投債の管理・運用】	(理由及び特記事項) 各資産ともパッシブ運用を中心にを行い、平成 2 2 年度末の全体で約 7 ～ 9 割がパッシブ運用となっている。 また、外国債券パッシブ運用及び外国株式パッシブ運用に係る運用受託機関の選定においては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精力的に審査を実施した。 さらに、収益機会の拡大を図る観点から、エマージング株式運用について公募を開始するとともに、自家運用における運用の効率化の観点から、債券の売買の取引先及び短期資産の運用先を新たに追加した。 実績：○ 【パッシブ運用を中心とした運用手法】 ○ 平成 2 2 年度末のパッシブ運用及びアクティブ運用の構成割合は、国内債券 8 2 . 0 5 % : 1 7 . 9 5 %、国内株式 7 5 . 2 6 % : 2 4 . 7 4 %、外国債券 7 0 . 6 2 % : 2 9 . 3 8 %、外国株式 8 6 . 2 3 % : 1 3 . 7 7 %、全体 7 8 . 1 3 % : 2 1 . 8 7 % となっており、パッシブ運用中心となっている。 (業務実績第 1. 2. (3) ① (P. 20) 参照) 実績：○ 平成 2 2 年度においては、アクティブ運用受託機関の選定は行わなかった。なお、パッシブ運用受託機関の選定については、以下のとおり。 【パッシブ運用受託機関の選定】 ○ 平成 2 2 年度においては、外国債券パッシブ及び外国株式パッシブ運用に係る運用受託機関の選定に当たり、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精査し、運用委託手数料を含む総合評価の結果を踏まえ、運用委員会の審議も経て選定した。 (業務実績第 1. 2. (3) ③ (P. 20～21) 参照) 実績：○ 【収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し】 ○ 平成 2 2 年度においては、以下の取組を実施することにより、収益確保や運用の効率化を図った。 ・収益機会の拡大を図る観点から、エマージング株式運用について公募を開始した。 ・自家運用における運用の効率化の観点から、債券の売買の取引先及び短期資産の運用先を新たに追加した。 (業務実績第 1. 2. (3) ② (P. 20) 参照)				
【評価の視点】					
(1)運用手法は、各資産ともパッシブ運用が中心となっているか。					
(2)アクティブ運用の運用受託機関の選定に際しては、これまでの実績を勘案し、運用体制及び投資方針、銘柄選択の方法論等の運用手法を精査し、選定の可否の判断が適切に行われているか。					
(3)収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直しを行っているか。					
	(委員会としての評定理由) (評価は、評定記入用紙に記入ください。)				

(4)運用受託機関の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時見直しているか。

実績：○
【運用受託機関の選定・管理の強化の取組等】
○ 平成２２年度においては、運用受託機関の管理の強化のための取組として、総合評価をより有効に活かす観点から、資金の配分停止に加え、資金の一部回収を実施することとした。
また、外国債券パッシブ及び外国株式パッシブ運用に係る運用受託機関の選定の際には、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精査し、管理運用委託手数料を含む総合評価の結果を踏まえ、運用委員会の審議も経て選定した。
(業務実績第 1. 2. (3) ②③(P. 20～21) 参照)

(5)財投債の管理及び運用は、適切に行われているか。

実績：○
【財投債の管理及び運用】
○ 資産管理機関から月末の資産管理状況について月次及び四半期で報告を求め、適切に資産の管理がされていることの確認を行った。
(業務実績第 1. 2. (4) (P. 21) 参照)

(6)満期保有とする財投債について、時価による評価も併せて行い、開示しているか。

実績：○
【満期保有とする財投債の評価】
○ 財投債はすべて満期保有目的としているが、資産の評価に当たっては、償却原価法に併せ、時価による評価も実施し、平成２２年度業務概況書及び各四半期の運用状況等において公表した。
(業務実績第 1. 2. (4) (P. 21) 参照)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 ２ ２ 年 度 計 画	平 成 ２ ２ 年 度 業 務 実 績
３．透明性の向上 年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用結果等について、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、運用受託機関等の選定過程及び結果の公表、株主議決権の行使の考え方及び結果の公表の更なる充実により、国民に対する情報公開・広報活動の充実を図ること。 また、運用委員会の専門性を十分に活用する観点から、運用受託機関等の選定過程においても、運用委員会の審議を経ること。その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象とするとともに、その透明性の向上を図ること。 さらに、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に議事録を公表すること。	３．透明性の向上 年金積立金の管理及び運用に関して、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫し、引き続き、各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況を含む。）等について、毎年１回（各四半期の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。）等については四半期ごとに）ホームページ等を活用して迅速に公表する。 また、運用受託機関等の選定過程及び結果の公表、株主議決権の行使の考え方及び結果の公表の更なる充実により、国民に対する情報公開・広報活動の充実を図る。 これらの情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。 運用受託機関等の選定について、その過程においても、運用委員会の審議を経る。その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象とするとともに、その透明性の向上を図る。 加えて、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、運用委員会の定めるところにより、一定期間を経た後に議事録を公表する。	３．透明性の向上 年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫し、ホームページ等を活用して、情報公開を積極的に行い、国民に対する情報公開・広報活動の充実等を図る。 具体的には、以下の取組を進めることとし、その際には、市場への影響に留意するものとする。 （１）基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みをホームページ等で説明する。 （２）管理運用に関する基本的な方針・遵守事項等を規定した管理運用方針をホームページにより公開する。 （３）各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関の状況を含む。）については７月末までに、四半期の運用状況については８月末、１１月末及び２月末までにホームページ等により情報を公開する。 （４）監事及び監査法人の監査の結果等については、年１回ホームページで情報を公開する。 （５）運用受託機関等の選定過程及び株主議決権行使の結果等の公表の更なる充実に取り組む。	３．透明性の向上 年金積立金の管理及び運用に関する情報源として、重要な役割を担っているホームページについて、国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実等を図るべく、ホームページの全面見直し（リニューアル）をすることとした。 具体的には、平成２２年度中に一般競争入札方式により業者を選定し、ホームページの見直しを進めた（ホームページの変更は最終的に平成２３年６月に実施）。 また、運用委員会の審議の透明性を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間（７年）を経た後に議事録を公表することとなった。 その他、ホームページの活用のみならず、国内外の運用関係の会議やセミナーにおける役員等の講演及び意見交換を通じ、幅広い事業の公正性かつ透明性の向上に努めた。 （１）基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについては、業務概況書において説明しているほか、「よくあるご質問等」をホームページ上で掲載するなど説明に努めている。 このほか、国内２件及び海外５件のセミナー等における講演等で管理運用法人に関する説明を行うなど、積極的な情報発信に努めた。 特に、平成２３年１月に開催されたダボス会議においては、役員がパネラーとして参加し、海外の年金基金等との意見交換を行った。 （２）年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針について、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から見直しを行い、ホームページにおいて公表した。 （３）平成２１年度の業務概況書については、平成２２年６月末に、各四半期の運用状況については、各四半期終了後２カ月以内に公表を行った。 なお、公表に際しては、保有銘柄については非公表とするなど、市場への影響に留意した公表とした。 （４）監事監査の結果及び監査法人による外部監査の結果について、ホームページに掲載し、情報の公表を行った。 （５） ① 外国債券パッシブ及び外国株式パッシブ運用受託機関構成の見直しにおいて、運用委員会での審議を経た上で運用機関の選定を実施した。また、その過程についても、運用委員会の議事要旨をホームページに掲載し、選定結果については平成２２年１２月２４日にホームページで公表した。

		(6) 運用受託機関等の選定について、その過程においても、運用委員会の審議を経る。 その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象とするとともに、その透明性の向上を図る。 加えて、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に運用委員会の議事録を公表するための所要の手続きを進める。	② 中期目標及び中期計画を受けて、管理運用法人の株主議決権行使に対する目的、枠組み等について、業務概況書などで図を用いて説明するとともに、主要な議案の行使状況について、経年資料を追加し、行使状況の傾向を把握することができるようにした。 (6) 外国債券パッシブ及び外国株式パッシブ運用受託機関の選定に当たっては、運用委託手数料の水準も含めて運用委員会で審議し、運用機関の選定を行った。(詳細は業務実績第 1. 2. (3) P. 21 に記載) 開催された運用委員会に係る資料及び議事要旨等について、市場への影響に配慮しつつ、ホームページに公表した。 また、運用委員会の議事録については、運用委員会で審議の上、一定期間（7 年）後に公表することとなった。
--	--	--	---

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 4 】	評定	
【評価項目 4 透明性の向上】	(理由及び特記事項) 年金積立金の管理及び運用に関する情報源として、重要な役割を担っているホームページについて、全面見直し（リニューアル）をすることとし、一般競争入札方式による業者選定を経て、ホームページの見直しを進めた（ホームページの変更は最終的に平成２３年６月に実施）。 また、更なる運用委員会の審議の透明性を図るべく、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間（７年）を経た後に議事録を公表するよう所要の手続きを進め、国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実等に努めた。			(委員会としての評定理由) （評価は、評定記入用紙に記入ください。）	
【評価の視点】	実績：○ 【管理運用の仕組みの情報公開】 ○ 基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについては、業務概況書において説明しているほか、「よくあるご質問等」を管理運用法人ホームページ上で掲載するなど理解しやすい情報公開に努めている。 そのほか、講演等においても説明を行ったところである。 (業務実績第 1. 3. (1) (P. 24) 参照)				
(1) 基本ポートフォリオの考え方や具体的な運用体制など管理運用の仕組みを年度の業務概況書などで理解しやすく情報公開しているか。	実績：○ 【管理及び運用実績の状況等の迅速な公表】 ○ 年度の業務概況書及び各四半期の管理及び運用実績の状況等の公表については、取りまとめ後、速やかに公表するよう努めた。 (業務実績第 1. 3. (3) (P. 24) 参照)				
(2) 各年度・各四半期の管理及び運用の運用実績の状況等について、迅速な情報公開を行ったか。	実績：○ 【情報公開・広報活動の充実・強化】 ○ 国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実等を図るべく、ホームページの全面見直し（リニューアル）や、運用受託機関等の選定過程及び結果の公表、株主議決権の行使の考え方及び結果の公表を迅速に行い、更なる情報公開・広報活動の充実に努めた。 (業務実績第 1. 3. (P. 24) 及び(P. 25) ②参照)				
(3) 年金積立金の長期的な観点からの運用について国民の十分な理解を得るため、運用受託機関等の選定過程及び結果の公表、株主議決権の行使の考え方及び結果の公表を含め、情報公開・広報活動の充実・強化のための取組を行ったか。	実績：○ 【情報公開の際の市場への影響の留意】 ○ 平成２１年度に引き続き、管理運用法人の具体的な投資行動が明らかとならないよう、また、市場に対して意図せざるメッセージを与えないよう、保有銘柄については非公表とするなどの取扱いとした。 (業務実績第 1. 3. (3) (P. 24) 参照)				
(4) 情報公開の際、市場への影響に留意しているか。					

(5)運用受託機関等の選定について、その過程においても、運用委員会で審議しているか。また、その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象としているか。

(6)運用委員会の議事録について、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に公表するよう所要の手続を進めたか。

(7)資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（iiについては事前に明らかにされているか。）

- i 資金運用の実績
- ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）（政・独委評価の視点）

(8)資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。（政・独委評価の視点）

実績：○
【運用委員会における審議の対象】
○ 外国債券パッシブ及び外国株式パッシブ運用受託機関の選定に当たっては、運用委託手数料の水準も含めて運用委員会で審議し、運用機関の選定を実施した。
（業務実績第 1. 3. (6) (P. 25) 参照）

実績：○
【運用委員会の議事録の公表】
○ 運用委員会の議事録については、市場への影響等にも配慮し、一定期間（7 年）後に公表することを運用委員会で決定し、当該議事録を公表するための所要の手続きを行った。
（業務実績第 1. 3. (6) (P. 25) 参照）

実績：○
【資金の運用】
○ i 資金運用の実績：各年度の業務概況書及び四半期ごとのディスクローズ資料において、運用状況を詳細に公表している。
ii 資金運用の基本的方針：「法律」、「中期目標」、「中期計画」、「管理運用方針」等で明確にされている。
（業務実績第 1. 3. (P. 24～25) 参照）

実績：○
○ 厚生労働大臣から示される中期目標において長期的な観点からの目標等が定められており、管理運用法人は、受託者責任の下、当該目標を達成するために厚生労働大臣の認可を受けた中期計画において定める基本ポートフォリオに沿って管理運用を行うこと等とされている。
（業務実績第 1. 1 及び第 1. 2 (P. 1～2)、第 1. 4(1) (P. 28) 参照）

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 2 2 年 度 計 画	平 成 2 2 年 度 業 務 実 績																																				
4．年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 (1) ポートフォリオの策定 ポートフォリオの策定に当たっては、運用目標に沿った資産構成とし、安全・効率的かつ確実なポートフォリオとすること。その際、世界経済の動向を注視し、それに適切に対応するとともに、特に株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行うこと。 (2) ポートフォリオの見直し 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、急激な市場の変動があった場合には、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行うこと。	4．年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 (1) 基本ポートフォリオの基本的考え方 基本ポートフォリオの策定に当たっては、運用目標に沿った安全・効率的かつ確実な資産構成割合とする。その際、世界経済の動向を注視し、それに適切に対応するとともに、特に株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行う。 (2) 基本ポートフォリオ 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。 <table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td><td>短期資産</td></tr><tr><td>資産構成割合</td><td>67%</td><td>11%</td><td>8%</td><td>9%</td><td>5%</td></tr><tr><td>乖離許容幅</td><td>±8%</td><td>±6%</td><td>±5%</td><td>±5%</td><td>－</td></tr></table> (3) 基本ポートフォリオの見直し 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、急激な市場の変動があった場合には、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行う。		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	資産構成割合	67%	11%	8%	9%	5%	乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	－	4．年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 (1) 基本ポートフォリオ 次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。 <table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td><td>短期資産</td></tr><tr><td>資産構成割合</td><td>67%</td><td>11%</td><td>8%</td><td>9%</td><td>5%</td></tr><tr><td>乖離許容幅</td><td>±8%</td><td>±6%</td><td>±5%</td><td>±5%</td><td>－</td></tr></table> (2) 基本ポートフォリオの見直し 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、急激な市場の変動があった場合には、必要に応じて見直しの検討を行う。		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	資産構成割合	67%	11%	8%	9%	5%	乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	－	4．年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 (1) 基本ポートフォリオ 平成22年3月に厚生労働大臣から示された第2期中期目標において、「今後年金制度の抜本的な見直しを予定しているとともに、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について検討を進めていることから、この運用目標は、暫定的なものであることに留意し、安全・効率的かつ確実を旨とした資産構成割合を定め、これに基づき管理を行うこと。その際、市場に急激な影響を与えないこと。」とされた。 そのため、この中期目標を踏まえ、第1期中期計画における基本ポートフォリオについて、更新したリスク・リターンデータを用い、引き続き安全・効率的かつ確実であることを検証し、確認した上で当該基本ポートフォリオを第2期中期計画における基本ポートフォリオとして策定し、中期計画において定めた基本ポートフォリオおよび乖離許容幅に基づき年金積立金の運用を行った。 (2) 基本ポートフォリオの見直し 急激な市場の変動が生じているかを確認する観点から、ギリシャ危機及び東日本大震災に際して、既存の GARCH モデルに加え、より高い頻度でのモニタリングを行うため、日次ベースでの推定に適した SV モデルによる短期的なリスクの分析を行い、その結果、基本ポートフォリオ全体では大幅なリスクの上昇は観測されなかった。当該内容については、市場への影響を中心に運用委員会においても議論を行った。 あわせて、基本ポートフォリオの見直しの考え方について、委託調査研究（基本ポートフォリオの検証方法に関する研究）を行った。
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産																																		
資産構成割合	67%	11%	8%	9%	5%																																		
乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	－																																		
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産																																		
資産構成割合	67%	11%	8%	9%	5%																																		
乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	－																																		

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 5 】	評定
【評価項目 5 基本ポートフォリオ】	(理由及び特記事項) 基本ポートフォリオについて、急激な市場の変動が生じているかを確認する観点から、ギリシャ危機及び東日本大震災に際して、既存の GARCH モデルに加え、より高い頻度でのモニタリングを行うため、日次ベースでの推定に適した SV モデルによる短期的なリスクの分析を行い、運用委員会においても議論を行うなど、基本ポートフォリオの見直しに関しては、分析の向上を図るとともに、より慎重に対応した。			(委員会としての評定理由)
【評価の視点】	実績：－			(評価は、評定記入用紙に記入ください。)
(1) 基本ポートフォリオは、運用目標に沿った安全・効率的かつ確実な資産構成割合として策定されているか。その際、株式のリターン・リスクについて、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行ったか。	【基本ポートフォリオの策定】 (注) 平成 2 1 年度に第 2 期中期計画における基本ポートフォリオを策定し、厚生労働大臣の認可を受けた。 (業務実績第 1. 4. (1) (P. 28) 参照)			
(2) 基本ポートフォリオについて、市場動向を踏まえた適切なリスク管理を行い、急激な市場変動があった場合には必要に応じて見直しの検討を行っているか。	実績：○ 【基本ポートフォリオの見直しの検討】 急激な市場の変動が生じているかを確認する観点から、ギリシャ危機及び東日本大震災に際して、既存の GARCH モデルに加え、より高い頻度でのモニタリングを行うため、日次ベースでの推定に適した SV モデルによる短期的なリスクの分析を行った。その結果、基本ポートフォリオ全体ではリスクに大幅な上昇がないことを確認し、当該内容については、市場への影響を中心に運用委員会においても議論を行った。 あわせて、基本ポートフォリオの見直しの考え方について、委託調査研究（基本ポートフォリオの検証方法に関する研究）を行った。 (業務実績第 1. 4. (2) (P. 28) 参照)			

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 2 2 年 度 計 画	平 成 2 2 年 度 業 務 実 績																																																																																			
5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項																																																																																			
(1) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めること。 民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主義決権の行使などの適切な対応を行うこと。 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。	(1) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。 また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。	(1) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。 また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。	(1) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 ア 平成22年度における年金特別会計への寄託金償還の見込み額、年金特別会計への納付金見込み額、財政融資資金借入金償還額・利払い額、年金特別会計からの寄託金の見込み額を勘案した上、平成22年度当初において年間の寄託金償還額等の見通しを策定し、必要な資金については、財投債の償還金及び利金を活用するとともに、市場運用資金から回収する場合には、市場動向を踏まえつつ、時期を分散して回収を行った。 イ 運用受託機関の解約に伴い、当該資金を回収し再配分する際には、市場の価格形成等を考慮し、原則として現物移管により実施した。 ウ 平成22年度における市場回収額の実績は、次のとおりである。 (単位：億円) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">市場 配分額</th><th colspan="2">市場 回収額</th></tr><tr><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>22年度</th></tr><tr><td>4月</td><td>6,372</td><td>8,712</td><td>7,606</td><td>0</td><td>3,503</td></tr><tr><td>5月</td><td>6,372</td><td>8,712</td><td>7,606</td><td>0</td><td>3,390</td></tr><tr><td>6月</td><td>6,372</td><td>8,956</td><td>7,606</td><td>0</td><td>3,234</td></tr><tr><td>7月</td><td>6,372</td><td>8,712</td><td>7,627</td><td>0</td><td>2,316</td></tr><tr><td>8月</td><td>6,384</td><td>8,712</td><td>7,639</td><td>0</td><td>4,334</td></tr><tr><td>9月</td><td>5,990</td><td>9,190</td><td>7,606</td><td>0</td><td>2,788</td></tr><tr><td>10月</td><td>5,990</td><td>9,626</td><td>10,210</td><td>0</td><td>8,024</td></tr><tr><td>11月</td><td>9,118</td><td>11,884</td><td>10,210</td><td>0</td><td>4,825</td></tr><tr><td>12月</td><td>9,138</td><td>11,884</td><td>10,210</td><td>0</td><td>6,394</td></tr><tr><td>1月</td><td>9,784</td><td>11,884</td><td>10,210</td><td>0</td><td>2,196</td></tr><tr><td>2月</td><td>9,784</td><td>11,884</td><td>10,210</td><td>1,800</td><td>2,926</td></tr><tr><td>3月</td><td>9,781</td><td>11,881</td><td>11,041</td><td>5,400</td><td>3,805</td></tr></table> 民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、以下の取組を実施した。 ① 民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の5%以下となるよう引き続き求めている。この基準を全ての運用受託機関が遵守していることを確認した。		市場 配分額			市場 回収額		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	4月	6,372	8,712	7,606	0	3,503	5月	6,372	8,712	7,606	0	3,390	6月	6,372	8,956	7,606	0	3,234	7月	6,372	8,712	7,627	0	2,316	8月	6,384	8,712	7,639	0	4,334	9月	5,990	9,190	7,606	0	2,788	10月	5,990	9,626	10,210	0	8,024	11月	9,118	11,884	10,210	0	4,825	12月	9,138	11,884	10,210	0	6,394	1月	9,784	11,884	10,210	0	2,196	2月	9,784	11,884	10,210	1,800	2,926	3月	9,781	11,881	11,041	5,400	3,805
	市場 配分額				市場 回収額																																																																																	
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																																																																																	
4月	6,372	8,712	7,606	0	3,503																																																																																	
5月	6,372	8,712	7,606	0	3,390																																																																																	
6月	6,372	8,956	7,606	0	3,234																																																																																	
7月	6,372	8,712	7,627	0	2,316																																																																																	
8月	6,384	8,712	7,639	0	4,334																																																																																	
9月	5,990	9,190	7,606	0	2,788																																																																																	
10月	5,990	9,626	10,210	0	8,024																																																																																	
11月	9,118	11,884	10,210	0	4,825																																																																																	
12月	9,138	11,884	10,210	0	6,394																																																																																	
1月	9,784	11,884	10,210	0	2,196																																																																																	
2月	9,784	11,884	10,210	1,800	2,926																																																																																	
3月	9,781	11,881	11,041	5,400	3,805																																																																																	
	① 運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。	① 同一企業発行有価証券の保有状況について制限を設け、運用受託機関からの運用状況の報告に併せて、遵守状況を確認する。																																																																																				

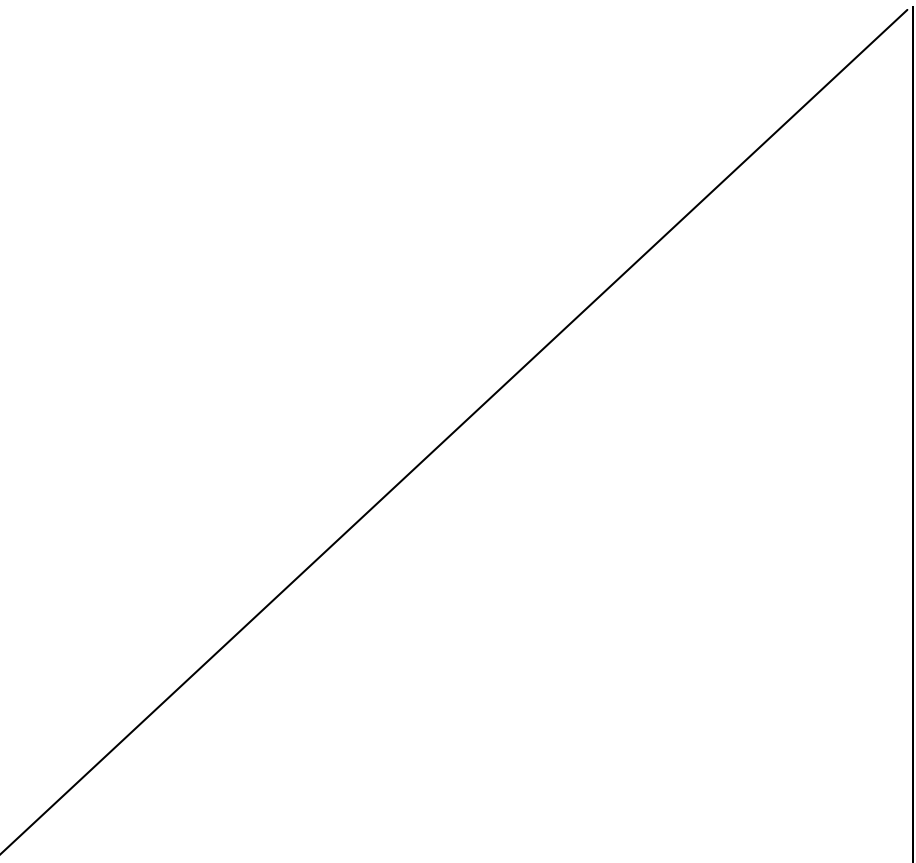
	② 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 ③ 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。	② 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 ③ コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを運用受託機関に示すとともに、運用受託機関から議決権行使に係るガイドラインの提出を求める。議決権行使状況については年２回報告を求め、必要に応じてミーティングを実施し、議決権行使の取組状況について評価する。	② 民間企業の経営に与える影響に配慮し、株式運用については民間の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。 ③ ア 民間企業の経営に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととし、運用受託機関等説明会において、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示し、その目的に沿った株主議決権行使を求めた。また、管理運用法人から提示している運用ガイドラインにおいて、「コーポレートガバナンスの重要性を認識し、長期的な株主利益の最大化を目的とする」としていることを踏まえ、株主議決権行使に係る方針を定めるよう明記している。 イ 運用受託機関に対して、株主議決権行使に係る方針の提出を求めた。また、提出されていた議決権行使に係る方針について変更があった延べ１９社については、変更後の方針の提出を受けた。 ウ 平成２２年度における株主議決権行使状況については、概ね良好な結果であり、改善が見られた。改善の必要性が見受けられた一部の運用受託機関に対してはその対応策を求めた。国内株式及び外国株式の運用受託機関３５社から報告を求め、全社が議決権行使を実施していることを確認した。平成２２年度における行使状況は次のとおりである。 (国内株式) a 運用受託機関の対応状況 株主議決権を行使した運用受託機関数：１５社（２８ファンド） 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：０社 b 行使内容 ●国内株式 (単位：延べ議案数) <table><tr><th></th><th colspan="3">平成２２年度</th><th colspan="3">(参考) 平成２１年度</th></tr><tr><th>行使内容</th><th>会社提案</th><th>株主提案</th><th>総議案数</th><th>会社提案</th><th>株主提案</th><th>総議案数</th></tr><tr><td>賛成</td><td>153,093 (88.3%)</td><td>47 (2.6%)</td><td>—</td><td>180,464 (91.0%)</td><td>44 (3.0%)</td><td>—</td></tr><tr><td>反対</td><td>20,230 (11.7%)</td><td>1,796 (97.4%)</td><td>—</td><td>17,769 (9.0%)</td><td>1,416 (97.0%)</td><td>—</td></tr><tr><td>白紙委</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>—</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>—</td></tr><tr><td>棄権</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>—</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>—</td></tr><tr><td>合計</td><td>173,323 (100.0%)</td><td>1,843 (100.0%)</td><td>175,166</td><td>198,233 (100.0%)</td><td>1,460 (100.0%)</td><td>199,693</td></tr></table>		平成２２年度			(参考) 平成２１年度			行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数	賛成	153,093 (88.3%)	47 (2.6%)	—	180,464 (91.0%)	44 (3.0%)	—	反対	20,230 (11.7%)	1,796 (97.4%)	—	17,769 (9.0%)	1,416 (97.0%)	—	白紙委	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	棄権	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	合計	173,323 (100.0%)	1,843 (100.0%)	175,166	198,233 (100.0%)	1,460 (100.0%)	199,693
	平成２２年度			(参考) 平成２１年度																																																
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数																																														
賛成	153,093 (88.3%)	47 (2.6%)	—	180,464 (91.0%)	44 (3.0%)	—																																														
反対	20,230 (11.7%)	1,796 (97.4%)	—	17,769 (9.0%)	1,416 (97.0%)	—																																														
白紙委	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—																																														
棄権	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—																																														
合計	173,323 (100.0%)	1,843 (100.0%)	175,166	198,233 (100.0%)	1,460 (100.0%)	199,693																																														

			(外国株式) a 運用受託機関の対応状況 株主議決権を行使した運用受託機関数：20社（23ファンド） 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：0社 b 行使内容 ●外国株式 (単位：延べ議案数) <table><tr><th></th><th colspan="3">平成22年度</th><th colspan="3">(参考) 平成21年度</th></tr><tr><th>行使内容</th><th>会社提案</th><th>株主提案</th><th>総議案数</th><th>会社提案</th><th>株主提案</th><th>総議案数</th></tr><tr><td>賛成</td><td>126,431 (93.2%)</td><td>2,347 (37.7%)</td><td>—</td><td>138,054 (92.2%)</td><td>3,173 (40.4%)</td><td>—</td></tr><tr><td>反対</td><td>8,127 (6.0%)</td><td>3,569 (57.4%)</td><td>—</td><td>9,889 (6.6%)</td><td>4,500 (57.3%)</td><td>—</td></tr><tr><td>白紙委</td><td>109 (0.1%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>—</td><td>65 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>—</td></tr><tr><td>棄権</td><td>1,027 (0.8%)</td><td>302 (4.9%)</td><td>—</td><td>1,781 (1.2%)</td><td>175 (2.2%)</td><td>—</td></tr><tr><td>合計</td><td>135,694 (100.0%)</td><td>6,218 (100.0%)</td><td>141,912</td><td>149,789 (100.0%)</td><td>7,848 (100.0%)</td><td>157,637</td></tr></table> (注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合があります。 エ 議決権行使については、各運用受託機関の取組状況を以下の評価項目を総合することにより実施した。 ・株主議決権行使ガイドラインの整備状況 ・行使体制 ・行使状況 平成22年度における議決権行使の取組は概ね良好であった。なお、一部の改善の必要性が認められる運用受託機関については、改善を求めた。 この評価結果は平成23年度の総合評価の定性評価に反映させることとしている。		平成22年度			(参考) 平成21年度			行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数	賛成	126,431 (93.2%)	2,347 (37.7%)	—	138,054 (92.2%)	3,173 (40.4%)	—	反対	8,127 (6.0%)	3,569 (57.4%)	—	9,889 (6.6%)	4,500 (57.3%)	—	白紙委	109 (0.1%)	0 (0.0%)	—	65 (0.0%)	0 (0.0%)	—	棄権	1,027 (0.8%)	302 (4.9%)	—	1,781 (1.2%)	175 (2.2%)	—	合計	135,694 (100.0%)	6,218 (100.0%)	141,912	149,789 (100.0%)	7,848 (100.0%)	157,637
	平成22年度			(参考) 平成21年度																																																
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数																																														
賛成	126,431 (93.2%)	2,347 (37.7%)	—	138,054 (92.2%)	3,173 (40.4%)	—																																														
反対	8,127 (6.0%)	3,569 (57.4%)	—	9,889 (6.6%)	4,500 (57.3%)	—																																														
白紙委	109 (0.1%)	0 (0.0%)	—	65 (0.0%)	0 (0.0%)	—																																														
棄権	1,027 (0.8%)	302 (4.9%)	—	1,781 (1.2%)	175 (2.2%)	—																																														
合計	135,694 (100.0%)	6,218 (100.0%)	141,912	149,789 (100.0%)	7,848 (100.0%)	157,637																																														

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 6 】	評定	
【評価項目 6 市場及び民間の活動への影響に対する配慮】	(理由及び特記事項) 運用受託機関への資金配分や回収時等においては、前例のない巨額な資産であることに鑑み、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう、できる限り慎重にかつ工夫して行い、特定の時期への集中を回避するよう努めた。 また、民間企業経営に対し影響を及ぼさないよう、個別銘柄の選択や指図を行わず、同一企業有価証券の保有制限を設けるほか、株主議決権行使については、運用受託機関等に対し、コーポレートガバナンスの重要性を示し、各社の行使状況を綿密に確認するなど長期的な株主利益の最大化を目指すためのきめ細かな対応を行った。				(委員会としての評定理由) (評価は、評定記入用紙に記入ください。)
【評価の視点】 (1) 資金の投入及び回収に際し、特定の時期への集中を回避するなど市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないような適切な配慮がなされているか。	実績：○ 【市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないような配慮】 ○ 年金特別会計への寄託金償還等については、可能な限り、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮し、平成 2 2 年度当初において年間の寄託金償還等見通しを策定した上で、必要な資金については、財投債の償還金及び利金を活用するとともに、市場運用資金から回収する場合には、市場動向を踏まえつつ、時期を分散して回収を行った。 (業務実績第 1. 5. (1) ア (P. 30) 参照)				
(2) 民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、適切に配慮されているか。	実績：○ 【民間の企業経営に対して影響を及ぼさないような配慮】 ○ 株式運用については民間の運用受託機関に委託し、管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わないなど、民間企業の経営に与える影響に配慮した。 (業務実績第 1. 5. (1) ② (P. 31) 参照)				
(3) 運用受託機関（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について、適切な制限を設け、保有状況の確認が行われているか。	実績：○ 【同一企業発行有価証券の保有の制限及び保有状況の確認】 ○ 同一企業有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の 5 % 以下とする制限を設け、運用ガイドラインにおいて示した。また、株式の全運用受託機関（5 0 ファンド）の保有状況について把握し、いずれの運用受託機関もこの制限を遵守していることを確認した。 (業務実績第 1. 5. (1) ① (P. 30) 参照)				

(4)運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。

実績：○
【株主議決権行使状況】
○ 民間企業の経営に影響を及ぼさないよう配慮し、個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととしているが、運用受託機関に対してコーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを運用ガイドラインにおいて示し、具体的な議決権行使の方針を作成するよう求めるとともに、運用受託機関等説明会においても示した。
また、平成２１年度における株主議決権行使状況については、国内株式及び外国株式の運用受託機関３５社から、平成２２年４月から６月までの株主議決権行使状況については、国内株式及び外国株式の運用受託機関３３社から、それぞれすべて報告を受けた。
平成２２年度における議決権行使の取組は概ね良好であった。なお、一部の改善の必要性が認められる運用受託機関については、改善を求めた。
この評価結果は平成２３年度の総合評価の定性評価に反映させることとしている。
(業務実績第 1. 5. (1)③(P. 31～P. 32) 参照)



中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 ２ ２ 年 度 計 画	平 成 ２ ２ 年 度 業 務 実 績
（２）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。また、短期借入も活用できるようにすること。	（２）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を図る。	（２）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を進める。 なお、短期借入については、取引先の選定を行う。	（２）年金給付のための流動性の確保 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行うため、以下の取組を行った。 ① 平成２２年度における年金特別会計への寄託金償還の見込み額、年金特別会計への納付金見込み額、財政融資資金借入金償還額・利払い額、年金特別会計からの寄託金の見込み額を勘案した上、平成２２年度当初において綿密な年間の資金計画を策定した。 ② 寄託金償還等に必要な資金については、財投債の償還金及び利金を活用するとともに、市場運用資金から回収する場合には、市場動向を踏まえつつ、時期を分散して回収を行った。 また、資金の回収・配分を主な業務とする資金業務課を企画部に新設し体制強化を図ることで、寄託金償還等に係るキャッシュ・アウトに万全を期するとともに、その際の市場動向の把握・分析に資するため、調査室の体制強化（増員）を図った。 ③ 短期借入に備えて借入先の選定を行い、予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するための体制を整備した。ただし、平成２２年度においては、短期借入が必要となるような事態は発生しなかった。

評価の視点等	自己評価	S	【 評価項目 7 】	評価
【評価項目 7 年金給付のための流動性の確保】	(理由及び特記事項) 平成 2 0 年度末に預託金の償還が完了したことに伴い、平成 2 1 年度以降は、年金特別会計の収支不足を補うために、寄託金償還を行うこととなった。このため、管理運用法人の運用資産の取り崩しが必要となったところである。 特に、平成 2 2 年度における寄託金償還等の額は、約 6 兆 2 千億円となり、満期保有としている財投債の償還金及び利金を活用するとともに、市場運用資産を売却することにより必要な資金を確保した。 平成 2 2 年度における市場運用資産の売却額は約 4 兆 8 千億円であり、管理運用法人としてもこれまでに経験したことのない巨額なものとなったが、寄託金償還等に係るキャッシュ・アウトに万全を期するための組織体制の整備を行い、必要な機能強化を図るとともに、市場の価格形成等に配慮した様々な措置を講じることで、必要となる多額の資金を円滑かつ確実に確保することができた。			(委員会としての評定理由)
【評価の視点】	実績：○ 【年金給付等に必要な流動性（現金等）の確保及び運用の効率性を損なわない配慮】 ○ 平成 2 2 年度における年金特別会計への寄託金償還の見込み額、年金特別会計への納付金見込み額、財政融資資金償還額、年金特別会計からの寄託金の見込み額を勘案した上、平成 2 2 年度当初において綿密な年間の資金計画を策定することにより、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するよう努めるとともに、運用の効率性をできる限り損なわないように配慮した。 (業務実績第 1. 5. (2)①②(P. 34) 参照)			(評価は、評定記入用紙に記入ください。)
(1)年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）が確保されているか。また、その際、運用の効率性をできる限り損なわないように配慮しているか。	実績：○ 【円滑な資産の売却等】 ○ 円滑な資産売却等に係る具体的な取組としては以下のとおり。 ・資金の回収及び配分の専門担当部署として資金業務課を企画部に新設することとした。これにより、これまで以上に綿密な資金計画の策定や運用受託機関等との連携を行うことが可能となり、円滑に資金の確保を進めることができた。 ・市場動向の把握及び分析に資するため、調査室の体制強化（増員）を行った。これにより、キャッシュ・アウトに必要なさまざまな情報を効率的かつ効果的に活用することができた。 ・この結果、市場の価格形成等に配慮しつつ、年金給付等のために約 4 兆 8 千億円もの資産を市場で売却し、市場に特段の影響を与えることなく、円滑に資金の確保を行うことができた。 ・さらには、寄託金償還等に必要な機能強化の一環として、短期借入の借入先の選定を行い、予見し難い事由による一時的な資金不足等が見込まれる場合には、寄託金償還等のための資金確保ができるよう短期借入の体制整備を図った（平成 2 2 年度においては、短期借入を必要とするような事態は発生しなかった。）。 (業務実績第 1. 5. (2)②③(P. 34) 参照)			
(2)市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を行っているか。				

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 2 2 年 度 計 画	平 成 2 2 年 度 業 務 実 績
第 3 業務の質の向上に関する事項 1. 管理及び運用の透明性の向上 第 2 の 3 にあるとおり、管理及び運用業務の透明性の向上を図ること。 2. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わるすべての者について、法令遵守及び受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を徹底すること。 また、運用リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図ること。 さらに、法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役員の再就職に関し適切な措置を講ずること。	第 2 業務の質の向上に関する事項 1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第 1 の 1 に定める管理運用方針等の周知及び遵守の徹底を図る。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。 なお、リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図る。 さらに、運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役員の再就職に関し一定の制約を設ける。	第 2 業務の質の向上に関する事項 1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 （1）年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第 1 の 1 に定める管理運用方針等の周知及び遵守の徹底、役職員への研修の実施等を行う。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。	第 2 業務の質の向上に関する事項 1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 （1）平成 2 2 年度においては、内部統制の一層の強化を図る観点から、次のとおり管理運用法人において、責任体制の明確化、関係法令及び管理運用方針等の周知及び遵守の徹底等を行った。 ① 年金積立金の管理及び運用業務に係るすべての意思決定、進捗状況の把握等については最高責任者である理事長が務めることとなっている。その際、企画会議及び経営管理会議を通じて理事長に対する必要な判断材料の提供及び関係幹部との情報共有を図り、理事長が意思決定、進捗状況の把握等を適切・迅速に実施した。 特に、東日本大震災後に随時、臨時経営管理会議を開催し、職員の出勤状況の把握、運用受託機関及び資産管理機関の状況把握等、業務に優先順位をつけた上での詳細な進捗管理を行うとともに、震災の市場動向への影響についても情報の共有を図る等、機動的にリスク管理対応を図った。 ② 平成 2 1 年度に引き続き、重要なもの以外の事務等の処理については、効率的な業務実施のため、専決権者に行わせることとし、具体的な事務及びこれに対応する専決権者名を文書管理規程として文書化して定めている。また、各部署の所掌事務に係る権限と責任の範囲を組織規程として細かく文書化することにより、曖昧さを除去するように努め、その責任の所在及び範囲を明確にしている。 ③ 関係法令及び管理運用方針の遵守徹底のため、これらを管理運用法人 L A N に掲載し、内部規程等の改正の都度、メールにより役職員に周知を行うとともに、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、関係法令の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行った。 また、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂（平成 2 2 年 1 2 月）を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。 ④ 法人運営におけるリスクについては、その洗い出しを行い、リスクの強度、頻度、影響度及びその対応状況等を体系づけた「法人リスク管理表」について、自己評価（セルフアセスメント）を行い、これを取りまとめた上で、運営リスク管理委員会に報告するとともに、これを職員に周知することで運営リスクへの対応認識の共有を図った。

			⑤ 運用受託機関及び資産管理機関（以下「運用受託機関等」という。）における関係法令等の遵守の徹底を図るため、次の措置を行った。 i 平成２２年５月１３日に開催した運用受託機関等説明会において、契約及びガイドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を求めた。 ア 運用手法、運用体制等 イ 資産管理の方法 ウ 資産管理体制の変更についての事前連絡 エ 重大な変更についての事前協議 オ 法令遵守体制の確立 カ 外部監査の導入などのコンプライアンスの徹底 キ リスク管理指標の管理目標値に沿った運用 ク 売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスクへの配慮等のリスク管理 ケ 株主利益の最大化を図るための株主議決権行使への取組 コ 資産管理上の留意点 ii 定期ミーティング時並びに運用やリスク管理及び資産管理の状況に係る報告を求める際、コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項について、関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。 <運用受託機関> ア 投資対象 イ 投資対象国 ウ 銘柄格付 エ 禁止取引 オ 利益相反行為の回避 カ 自社又は関連会社の有価証券への投資 キ 政策投資 ク クロス取引 ケ 最良執行に関する事項 コ 外部監査状況 サ 問題発生時の対応 シ SAS70等内部統制監査の項目等 なお、SAS70等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。 <資産管理機関> ア 実績・遵守状況・担当部署 イ 利益相反行為の回避 ウ 外部クロス取引 エ 内部監査状況 オ 外部監査状況 カ 問題発生時の対応 キ SAS70等内部統制監査の項目等 なお、SAS70等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。
--	--	--	---

⑥ 運用受託機関等に法令違反等のため金融監督当局から処分等があったものについては、情報を収集し、又は直接当該運用受託機関等から報告を求めることとしているが、該当する事例はなかった。

また、リスク管理指標の管理目標値の遵守違反等運用ガイドライン違反に該当する事例については、随時ミーティングを実施し、状況を確認して再発防止策の適正な実施を求める等の適切な措置を講じた。

ア A社（運用受託機関）

年月日	ガイドライン違反の内容等	管理運用法人の対応
22. 6. 11	6 月 11 日前場寄り前に、6 月 10 日終値時点で TOPIX 先物の買建ポジションがキャッシュ・ポジションを一時的に超過する状況が発生。速やかに超過状態を解消、の報告を受ける。	発生の経緯、対応を確認し、再発防止策の報告を求めた。
22. 6. 15	ガイドライン違反の詳細（発生経緯、原因、損益状況、再発防止策など）の報告を受ける。	再発防止策の内容及び実施状況を確認した。
22. 6. 18		管理運用法人の担当課長より運用受託機関の担当部長に対し運用ガイドライン違反（軽微なもの）として口頭注意。（実損なし）

イ B社（運用受託機関）

年月日	ガイドライン違反の内容等	管理運用法人の対応
22. 10. 5	運用ガイドラインで定めている投資対象銘柄以外の銘柄（ロシア、ブラジルの発行体の債券）を購入した旨、管理運用法人へ報告。	発生の経緯、対応を確認し、再発防止策の報告を求めた。
22. 10. 6	発生の経緯、再発防止策の報告を受ける。当該銘柄の売却、それに伴う実損については、後日あらためて報告。	再発防止策の内容及び実施状況を確認した。
22. 10. 7	当該銘柄の売却がすべて終了し、実損なしとの報告を受ける。	
22. 10. 19		管理運用法人の担当課長から運用受託機関の担当部長に対し、口頭注意を行うとともに、再発防止を要請。

			ウ C社（運用受託機関） <table><tr><th>年月日</th><th>ガイドライン違反の内容等</th><th>管理運用法人の対応</th></tr><tr><td>22. 11. 2</td><td>デュレーションが管理レンジを逸脱した旨、管理運用法人へ報告。</td><td>発生の経緯、対応を確認し、再発防止策の報告を求めた。</td></tr><tr><td>22. 11. 9</td><td>発生の経緯、再発防止策の報告を受ける。</td><td>再発防止策の内容及び実施状況を確認した。</td></tr><tr><td>22. 11. 18</td><td></td><td>管理運用法人の担当課長から運用受託機関の担当部長に対し、口頭注意を行うとともに、再発防止を要請。（実損なし）</td></tr></table> ⑦ 自家運用の取引先に法令違反等のため金融監督当局から処分等があったものについて、情報を収集した上で必要に応じて取引停止とし、また、ミーティング等を経て取引先として問題がないと判断された時点で取引を再開するなど適切な措置を講じた。 エ D社（債券の売買の取引先） <table><tr><th>年月日</th><th>金融庁の処分等</th><th>管理運用法人の対応</th></tr><tr><td>22. 9. 10</td><td>証券取引等監視委員会が金融庁に対して勧告。</td><td></td></tr><tr><td>22. 9. 13</td><td></td><td>同社に対しヒアリングを実施し、詳細について報告を求めた。</td></tr><tr><td>22. 9. 16</td><td>金融庁による行政処分（業務改善命令）。</td><td></td></tr><tr><td>22. 9. 17</td><td></td><td>取引の一時停止。</td></tr><tr><td>22. 10. 13</td><td>業務改善報告書を金融庁が受理した旨の報告内容を確認。</td><td>経営管理態勢、内部管理態勢の強化等の再発防止策が図られていることがヒアリングにより確認できたことから、取引停止措置を解除。</td></tr></table> ⑧ 有価証券報告書虚偽記載により、旧年金資金運用基金が委託者兼受益者である信託財産において多額の損害を被ったことから、平成17年度に提訴した西武鉄道株式会社等の訴訟及び平成18年度に提訴した株式会社ライブドアの訴訟について、訴訟の進捗状況を注視するとともに、原告信託銀行及び弁護士事務所との連携を図り、訴訟遂行に必要な事務を行った。 平成22年度の状況は次のとおりである。 i 西武鉄道株式会社等に係る訴訟 平成22年4月22日に第二審判決があり、引き続き係争中である。 ii 株式会社ライブドアに係る訴訟 平成21年12月16日に第二審判決があり、引き続き係争中である。	年月日	ガイドライン違反の内容等	管理運用法人の対応	22. 11. 2	デュレーションが管理レンジを逸脱した旨、管理運用法人へ報告。	発生の経緯、対応を確認し、再発防止策の報告を求めた。	22. 11. 9	発生の経緯、再発防止策の報告を受ける。	再発防止策の内容及び実施状況を確認した。	22. 11. 18		管理運用法人の担当課長から運用受託機関の担当部長に対し、口頭注意を行うとともに、再発防止を要請。（実損なし）	年月日	金融庁の処分等	管理運用法人の対応	22. 9. 10	証券取引等監視委員会が金融庁に対して勧告。		22. 9. 13		同社に対しヒアリングを実施し、詳細について報告を求めた。	22. 9. 16	金融庁による行政処分（業務改善命令）。		22. 9. 17		取引の一時停止。	22. 10. 13	業務改善報告書を金融庁が受理した旨の報告内容を確認。	経営管理態勢、内部管理態勢の強化等の再発防止策が図られていることがヒアリングにより確認できたことから、取引停止措置を解除。
年月日	ガイドライン違反の内容等	管理運用法人の対応																															
22. 11. 2	デュレーションが管理レンジを逸脱した旨、管理運用法人へ報告。	発生の経緯、対応を確認し、再発防止策の報告を求めた。																															
22. 11. 9	発生の経緯、再発防止策の報告を受ける。	再発防止策の内容及び実施状況を確認した。																															
22. 11. 18		管理運用法人の担当課長から運用受託機関の担当部長に対し、口頭注意を行うとともに、再発防止を要請。（実損なし）																															
年月日	金融庁の処分等	管理運用法人の対応																															
22. 9. 10	証券取引等監視委員会が金融庁に対して勧告。																																
22. 9. 13		同社に対しヒアリングを実施し、詳細について報告を求めた。																															
22. 9. 16	金融庁による行政処分（業務改善命令）。																																
22. 9. 17		取引の一時停止。																															
22. 10. 13	業務改善報告書を金融庁が受理した旨の報告内容を確認。	経営管理態勢、内部管理態勢の強化等の再発防止策が図られていることがヒアリングにより確認できたことから、取引停止措置を解除。																															

		(2) リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施するため、運用リスクを含む総合的なリスク管理のための所要の体制整備等の検討を進める。 (3) 運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役員の再就職に関し一定の制約を設けることとし、所要の規程整備等を行う。	(2) 平成22年度においては、法人の運営リスク管理の機能強化を図るため当該業務について、管理部から法人の事業運営の総合調整を行う企画部企画課に移管した。 また、リスク管理のより一層の強化を図ることを念頭に、法人の内部統制の在り方も含め、リスク管理体制の整備について、コンプライアンス委員会の外部委員を務める弁護士に相談するなど、検討を進めた。 なお、企画部に資金業務課を新設したことにより、インハウス運用におけるバックオフィスとして、フロントに対する牽制機能の強化が図られるなど、従来よりも一層強固なリスク管理体制確立の一助となった。 (3) 運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役員の再就職に関し一定の制約を設けることとして、平成22年6月7日に「役員の再就職の制限に関する規程」を制定した。 (4) 【内部監査】 内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制のPDCAサイクルにおけるモニタリング機能を果たすため、法人の組織体制の整備状況、法令及び諸規程に準拠した法人業務の実施状況、法人運営リスクの管理状況、情報セキュリティ対策に関する基準の遵守状況等について次のとおり監査を実施した。 ① 平成22年度の内部監査は、年度監査実施計画を策定し、全部室に対して通常監査を2回、情報セキュリティ監査を1回、下表のとおり実施した。 <table><tr><th>年 月</th><th>所管部室（課）名</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="3">22.7</td><td>インハウス運用室</td><td>・【第 1 回】通常監査①</td></tr><tr><td>管理部総務課</td><td>・【第 1 回】通常監査</td></tr><tr><td>運用部</td><td>・【第 1 回】通常監査①</td></tr><tr><td rowspan="4">22.8</td><td>監査室</td><td>・【第 1 回】通常監査</td></tr><tr><td>管理部経理課</td><td>・【第 1 回】通常監査①</td></tr><tr><td>調査室</td><td>・【第 1 回】通常監査</td></tr><tr><td>企画部</td><td>・【第 1 回】通常監査</td></tr><tr><td rowspan="4">22.9</td><td>管理部経理課</td><td>・【第 1 回】通常監査②</td></tr><tr><td>運用部</td><td>・【第 1 回】通常監査②</td></tr><tr><td>インハウス運用室</td><td>・【第 1 回】通常監査②</td></tr><tr><td>情報システム室</td><td>・【第 1 回】通常監査</td></tr><tr><td rowspan="3">23.1</td><td>管理部経理課</td><td>・【第 2 回】通常監査（フォロー監査（前回監査までの指摘事項のうち対応していない事項に関するフォローアップ）を含む。） ・情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>管理部総務課</td><td>・【第 2 回】通常監査（フォロー監査（前回監査までの指摘事項のうち対応していない事項に関するフォローアップ）を含む。） ・情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>監査室</td><td>・【第 2 回】通常監査 ・情報セキュリティ監査</td></tr></table>	年 月	所管部室（課）名	備 考	22.7	インハウス運用室	・【第 1 回】通常監査①	管理部総務課	・【第 1 回】通常監査	運用部	・【第 1 回】通常監査①	22.8	監査室	・【第 1 回】通常監査	管理部経理課	・【第 1 回】通常監査①	調査室	・【第 1 回】通常監査	企画部	・【第 1 回】通常監査	22.9	管理部経理課	・【第 1 回】通常監査②	運用部	・【第 1 回】通常監査②	インハウス運用室	・【第 1 回】通常監査②	情報システム室	・【第 1 回】通常監査	23.1	管理部経理課	・【第 2 回】通常監査（フォロー監査（前回監査までの指摘事項のうち対応していない事項に関するフォローアップ）を含む。） ・情報セキュリティ監査	管理部総務課	・【第 2 回】通常監査（フォロー監査（前回監査までの指摘事項のうち対応していない事項に関するフォローアップ）を含む。） ・情報セキュリティ監査	監査室	・【第 2 回】通常監査 ・情報セキュリティ監査
年 月	所管部室（課）名	備 考																																				
22.7	インハウス運用室	・【第 1 回】通常監査①																																				
	管理部総務課	・【第 1 回】通常監査																																				
	運用部	・【第 1 回】通常監査①																																				
22.8	監査室	・【第 1 回】通常監査																																				
	管理部経理課	・【第 1 回】通常監査①																																				
	調査室	・【第 1 回】通常監査																																				
	企画部	・【第 1 回】通常監査																																				
22.9	管理部経理課	・【第 1 回】通常監査②																																				
	運用部	・【第 1 回】通常監査②																																				
	インハウス運用室	・【第 1 回】通常監査②																																				
	情報システム室	・【第 1 回】通常監査																																				
23.1	管理部経理課	・【第 2 回】通常監査（フォロー監査（前回監査までの指摘事項のうち対応していない事項に関するフォローアップ）を含む。） ・情報セキュリティ監査																																				
	管理部総務課	・【第 2 回】通常監査（フォロー監査（前回監査までの指摘事項のうち対応していない事項に関するフォローアップ）を含む。） ・情報セキュリティ監査																																				
	監査室	・【第 2 回】通常監査 ・情報セキュリティ監査																																				

			<table><tr><td>インハウス運用室</td><td>・【第 2 回】通常監査 ・情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>情報システム室</td><td>・【第 2 回】通常監査 ・情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>運用部</td><td>・【第 2 回】通常監査 ・情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>企画部</td><td>・【第 2 回】通常監査 ・情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>調査室</td><td>・【第 2 回】通常監査 ・情報セキュリティ監査</td></tr></table> ② 管理運用法人の新たな中期計画及び平成 2 2 年 3 月に公表された総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書等の内容を踏まえ、内部監査の指針として制定していた「管理運用法人における内部監査について（基本的考え方）」を内部統制に係る監査の充実強化を中心として平成 2 2 年 6 月に全面改正し、内部監査に対する職員の理解と協力を得るため全部室に配付し周知を図った。 ③ 合規性の観点から法人文書等を点検し、その結果を数値化する等により監査書及び監査報告書の充実を図り、経営管理会議に法人全体の監査結果の報告を行った。 ④ 監査結果については、法人の適正な事務処理の実施に資するため、監査結果報告後速やかに全部室に対して通知し、迅速な業務改善等を促した。 ⑤ 監事監査との連携については、年度監査実施計画の説明、監査項目等の説明及び監査結果報告等を内部監査実施の各段階において行い、緊密に連携を図った。 (5) 【監事監査】 ① 監事による監査については、監事監査方針及び平成 2 2 年度監事監査計画（平成 2 2 年 4 月 2 0 日通知）に基づき、下表のとおり実施された。 <table><tr><th>年 月</th><th>対象部室等</th><th>実施内容等</th></tr><tr><td>22. 5～6</td><td>管理部</td><td>第 1 期中期目標期間及び平成 21 年度契約監査、内部統制に関する監査</td></tr><tr><td>22. 6</td><td>管理部</td><td>平成 21 年度決算（会計）監査</td></tr><tr><td>22. 6</td><td>理事長</td><td>平成 21 年度監査報告（内部統制を含む。）</td></tr><tr><td>22. 10</td><td>全部室</td><td>「内部統制に関する監事監査実施基準」（平成 22 年 10 月 26 日監事制定）の周知</td></tr><tr><td>22. 11～ 23. 3</td><td>全部室</td><td>業務監査（各部室長へのヒアリング等）</td></tr><tr><td>通年</td><td>全部室</td><td>経常監査（理事長・理事との面談、経営管理会議その他全ての重要会議等への出席、運用委員会等の傍聴、各種会議資料・決裁文書等監事回付資料等の閲覧及び説明聴取等）</td></tr></table>	インハウス運用室	・【第 2 回】通常監査 ・情報セキュリティ監査	情報システム室	・【第 2 回】通常監査 ・情報セキュリティ監査	運用部	・【第 2 回】通常監査 ・情報セキュリティ監査	企画部	・【第 2 回】通常監査 ・情報セキュリティ監査	調査室	・【第 2 回】通常監査 ・情報セキュリティ監査	年 月	対象部室等	実施内容等	22. 5～6	管理部	第 1 期中期目標期間及び平成 21 年度契約監査、内部統制に関する監査	22. 6	管理部	平成 21 年度決算（会計）監査	22. 6	理事長	平成 21 年度監査報告（内部統制を含む。）	22. 10	全部室	「内部統制に関する監事監査実施基準」（平成 22 年 10 月 26 日監事制定）の周知	22. 11～ 23. 3	全部室	業務監査（各部室長へのヒアリング等）	通年	全部室	経常監査（理事長・理事との面談、経営管理会議その他全ての重要会議等への出席、運用委員会等の傍聴、各種会議資料・決裁文書等監事回付資料等の閲覧及び説明聴取等）
インハウス運用室	・【第 2 回】通常監査 ・情報セキュリティ監査																																	
情報システム室	・【第 2 回】通常監査 ・情報セキュリティ監査																																	
運用部	・【第 2 回】通常監査 ・情報セキュリティ監査																																	
企画部	・【第 2 回】通常監査 ・情報セキュリティ監査																																	
調査室	・【第 2 回】通常監査 ・情報セキュリティ監査																																	
年 月	対象部室等	実施内容等																																
22. 5～6	管理部	第 1 期中期目標期間及び平成 21 年度契約監査、内部統制に関する監査																																
22. 6	管理部	平成 21 年度決算（会計）監査																																
22. 6	理事長	平成 21 年度監査報告（内部統制を含む。）																																
22. 10	全部室	「内部統制に関する監事監査実施基準」（平成 22 年 10 月 26 日監事制定）の周知																																
22. 11～ 23. 3	全部室	業務監査（各部室長へのヒアリング等）																																
通年	全部室	経常監査（理事長・理事との面談、経営管理会議その他全ての重要会議等への出席、運用委員会等の傍聴、各種会議資料・決裁文書等監事回付資料等の閲覧及び説明聴取等）																																

			② 平成２２年監事監査の充実・強化の取組実績 ア 「監事監査方針」を作成し監事監査の狙い・使命、監事の存在意義・責務を役職員に周知 イ 監事監査の「見える化」を図り、監事監査年間・月次計画表、同実績表を作成し役職員に周知 ウ 内部統制システム監査充実・強化のため「内部統制に関する監事監査チェックリスト・評価表」「法人の長マネジメントに関する評価表」を作成し活用 エ 会計監査人（年７回の連絡会議開催）及び監査室（月１回の連絡会）との連携を強化し、それぞれの監査効率を高めるとともに、監事補助者機能を強化 オ 平成２２年度から企画会議・契約審査会等全ての重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監事として意見表明し、事後検証のみならず、予防的観点に立った経常監査を実施 カ 監事監査を（a）日常的・予防的監査の観点に立った「経常監査」、（b）業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、（c）監事による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」、（d）財務報告の信頼性を確保する「会計監査」に体系化し、それぞれの監査の視点で監事意見を形成し、役員・管理職に周知徹底し、「経営改革に貢献する」かつ「管理運用法人内のガバナンス体制の確立に寄与する」ことを念頭においた監事活動を実施 </
--	--	--	---

		用実務経験等を有する者を、平成２３年３月１日及び４月１日に１名ずつ採用した。 なお、当該職員採用については、中期目標における一般管理費及び人件費の削減目標には、影響を与えるものとはなっていない。 <table><tr><td></td><td>22 年度</td></tr><tr><td>応募者総数</td><td>62 名</td></tr><tr><td>採用者数</td><td>2 名</td></tr></table>		22 年度	応募者総数	62 名	採用者数	2 名																		
	22 年度																									
応募者総数	62 名																									
採用者数	2 名																									
	（２）研修計画を策定し、職員の資質の向上を図るため、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。	（２）職員の資質の向上を図るため、研修計画を策定し、以下の研修を実施するとともに、業務に関連する資格取得の推進に努めた。 職員の資質向上を図るため、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修計画を策定し、平成２２年度の研修を次のとおり実施した。 <table><tr><td></td><td>22 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>54 回</td></tr><tr><td>参加延べ数</td><td>266 名</td></tr></table> ① 一般研修（職員の基礎的な資質の向上を図るための研修、福利厚生上の研修） ア メンタルヘルス研修 職員の健康保持促進を図る観点から、職員個々の「こころの健康診断」を実施するとともに、その分析結果及びメンタルヘルスの留意点等について役職員が理解するよう外部講師による研修を実施し、メンタルヘルスの意識向上を図った。 <table><tr><td></td><td>22 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>1 回（10 月）</td></tr><tr><td>参加延べ数</td><td>64 名</td></tr></table> イ 管理職研修 平成２２年度は、メンタルヘルス関連による長期病気療養者が所属する部署の管理者（課長クラス）及び人事担当者を外部のメンタルヘルスセミナーに参加させ、復職時等の対応について知識習得を行った。 <table><tr><td></td><td>22 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>1 回（7 月）</td></tr><tr><td>参加延べ数</td><td>3 名</td></tr></table> ウ 基礎研修 平成２２年度に採用した職員の基礎知識習得を図る観点から、管理運用法人の組織、業務、遵守事項等についての研修を実施した。 <table><tr><td></td><td>22 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>1 回（3 月）</td></tr><tr><td>参加延べ数</td><td>1 名</td></tr></table>		22 年度	研修回数	54 回	参加延べ数	266 名		22 年度	研修回数	1 回（10 月）	参加延べ数	64 名		22 年度	研修回数	1 回（7 月）	参加延べ数	3 名		22 年度	研修回数	1 回（3 月）	参加延べ数	1 名
	22 年度																									
研修回数	54 回																									
参加延べ数	266 名																									
	22 年度																									
研修回数	1 回（10 月）																									
参加延べ数	64 名																									
	22 年度																									
研修回数	1 回（7 月）																									
参加延べ数	3 名																									
	22 年度																									
研修回数	1 回（3 月）																									
参加延べ数	1 名																									

エ 担当者研修
担当職員の資質向上を図る観点から、外部で企画された研修等に参加させた。

	22 年度
研修回数	7 回 (6～11 月)
参加延べ数	8 名

オ 英語力向上研修
業務で使用する高度な英語力の更なるレベルアップを図るため、平成 2 0 年度から専門学校を活用した研修を実施しているが、研修内容の向上のため、平成 2 2 年度は当該研修規程を制定し、平成 2 3 年度から新たに実施することとした。

② 業務研修（資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修）

ア 初級・中級業務研修
年金積立金の管理及び運用に係る業務に必要な基礎知識の習得及び必要な知識のレベルアップを図るための研修メニューを設けているが、平成 2 2 年度は、対象者がいないことから実施を見送った。

イ 外部有識者研修
外部有識者を講師として招き、研修を実施した。平成 2 2 年度は、年金制度等の課題のテーマに加え、海外年金基金の調査報告や東日本大震災以降の国内株式の展望についてなど、時宜にかなった話題を取り上げた。

	22 年度
研修回数	6 回 (5～3 月)
参加延べ人数	143 名

③ 外部セミナー等への参加

資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な知識を得るため、外部で企画されたセミナー等に参加させた。

	22 年度
セミナー数	37 セミナー
参加延べ人数	44 名

④ 専門実務研修の一環として、金融等の基礎理論から実践までを視野に入れた総合的な専門性の向上を図ることを目的として創設している職員の大学院入学補助制度を活用し、平成 2 1 年 4 月に入学した職員 1 名が平成 2 3 年 3 月に修士課程を修了した（法人内では 2 人目）。
また、平成 2 3 年 4 月に入学する職員 1 名に係る選定及び入学に向けた手続き等を行った。

受講年度	人数
19～20 年度 (20 年度修了)	1 名
21～22 年度 (22 年度修了)	1 名
23～24 年度 (24 年度修了予定)	1 名

⑤ 海外で開催される運用機関主催の研修に職員 2 名を派遣し、年金運用の最新の動向に関する情報を得るとともに、終了後、報告会を開催することにより、情報を役職員で共有した。

研修月（場所）	報告会
6 月 (ボストン)	7 月
1 0 月 (シンガポール)	1 2 月

⑥ 国際機関主催の会議等に職員延べ 1 2 名を派遣し、国際会議では、講演者やパネラーとしても参加するなど、積極的に情報収集や意見交換に努めるとともに、海外の年金基金等とのリレーション強化を図った。
終了後、報告会等を開催し、海外の年金基金等の最新の動向に関する情報を役職員で共有した。

開催月（場所）	報告会
4 月（マカオ）	5 月
5 月 (ロンドン)	5 月
5 月 (ロンドン)	6 月
6 月 (中国)	7 月
9 月（シンガポール）	1 0 月
1 0 月（香港）	1 1 月
1 1 月（クアラルンプール）	1 1 月
1 2 月 (ドバイ)	2 月
1 月 (ダボス)	1 月
3 月（香港）	4 月 (次年度)

⑦ 職員の専門性向上の観点から、資金運用等の分野に関連する資格取得を推進するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。

	22 年度
二次合格者数（累積）	26 名

			⑧ 年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの運営に携わる職員における情報技術の基礎知識及び I T リテラシーの向上を目的として、情報処理推進機構（ I P A）が実施する国家試験 I T パスポート資格取得に係る受験料について支援を行い、 7 名が受験し、全員合格した。 <table><tr><td></td><td>22 年度</td></tr><tr><td>合格者数（累積）</td><td>7 名</td></tr></table>		22 年度	合格者数（累積）	7 名
	22 年度						
合格者数（累積）	7 名						
		（ 3 ） 年金積立金の管理及び運用の基盤となる年金積立金データ管理（ G P D R ）システムの安定稼働に努めるとともに、運用手法の見直しや制度変更等については適宜対応する。	（ 3 ） 「年金積立金の管理及び運用の基盤となる年金積立金データ管理（ G P D R ）システムの安定稼働及び運用手法の見直しや制度変更等の対応」については、実施に向け、以下の取組を行った。 ① 「年金積立金データ管理（ G P D R ）システム設計・開発及び初期保守業務」に係る瑕疵担保責任期間が満了の 2 3 年 3 月までに、潜在的なバグ（欠陥）を徹底的に洗い出し、 3 2 件の瑕疵補修を求めることにより、障害の発生を未然に防止した。 ② 外国株式に係るカスタマイズドインデックスの採用、あるいは債券ポートフォリオ分析ツールの変更などについて派生開発を実施した。 また、エマージング株式投資の実施に向けて、インデックス投資対象国 2 1 ヲ国全てについて、業務プロセスを明確にするなど、 G P D R システムに係る派生開発のための調達手続きに着手した。				

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 8 】	評定
【評価項目 8 内部統制の一層の強化に向けた体制整備等】	(理由及び特記事項) 理事長の意思決定のための必要な判断材料の提供及び関係幹部との情報共有の場として企画会議及び経営管理会議を設置しており、特に、東日本大震災後にあつては、臨時経営管理会議を随時開催することで、業務に優先順位をつけた上での詳細な進捗管理を行い、震災の市場動向への影響についても情報の共有を図る等、機動的なリスク管理対応を行うことができた。 また、各部室等の責任体制の明確化及び役職員の関係法令等の遵守を図るため、規程等の整備や遵守事項の周知、徹底を図るとともに、運用受託機関等に対しても、関係法令等遵守違反等の場合には、資金配分停止等のペナルティを課すなどし、遵守の徹底と確認を行った。 なお、管理及び運用能力の向上に関しては、独立行政法人に課せられる制約がある中で、引き続き実務経験及び専門性の高い人材の獲得のための採用を行うとともに、職員に対する専門性向上のための計画的な研修及び資格取得の支援を積極的に推し進めた。			(委員会としての評定理由)
【評価の視点】	実績：○			
(1)内部統制（業務の有効性・効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告の信頼性等）に係る取組を行ったか。（政・独委評価の視点）	【内部統制に係る取組状況】			
	○ 内部統制については、次のような取組を行ってきた。			
	《業務の有効性・効率性》			
	・効率的な業務運営体制を確立させるために、理事長の意思決定を支える体制として、経営管理会議及び企画会議を設置している。			
	・中期計画等を達成するため、あらかじめ年度計画を四半期毎に分割して設定した目標に対する実績を、経営管理会議において四半期毎に把握・評価することにより、問題点や課題を抽出し、事業運営の改善を図ることとしている。			
	・特に、東日本大震災後以降、法人運営上のリスク管理の観点から臨時経営管理会議を随時開催し、職員の勤務状況の把握や業務に優先順位をつけた上での詳細な進捗管理を行うだけでなく、更には震災の市場動向への影響についても情報の共有を図る等、機動的な対応を図った。この結果、特段の支障を生じることなく業務遂行を円滑に行うことができた。			
	・人事評価制度を構築し、評価結果について昇給や賞与等に反映している。			
	《法令等の遵守》			
	・法令遵守及び受託者責任等の徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置しているほか、役職員の服務規律等の概要をまとめた「コンプライアンスハンドブック」を配付している。			
	《財務報告等の信頼性》			
	・財務及び非財務情報に係る信頼性を向上させるため、経理担当者向けの研修を充実させた。			
	(業務実績第 2. 1. (1)①～④(P. 36) 参照)			

- (2)年金積立金の管理及び運用に当たり、責任体制の明確化が図られているか。
- (3)受託者責任を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び管理運用方針の遵守の徹底並びに役職員への研修の実施等を行ったか。
- (4)運用受託機関等に対し、契約等において、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令等の遵守を徹底するよう求めたか。
- (5)運用経験者の採用など、資質の高い人材をより広く求める職員採用を行ったか。

実績：○
【内部統制への取組】
○ 「システム定例会議」の機能を強化し、データ管理等に係る法人全体の課題管理を組織横断的に徹底したことにより、業務の有効性を高める効果があった。

実績：○
【資産の保全】
○ 東日本大震災発生直後、運用受託機関及び資産管理機関の状況について各社に問い合わせ、概ね通常通りの業務を行っていることを確認した。また、その後改めて運用体制・資産管理体制及びシステムのバックアップ体制等の状況について詳細な報告を受け、概ね問題がないことを確認するなど、管理運用法人の資産保全の取組を行った。
(業務実績第 2. 1. (1)①(P. 36) 参照)

実績：○
【責任体制の明確化】
○ 重要な意思決定等について審議を行う際には、企画会議を開催し、また、業務の進捗状況の把握等を行うための経営管理会議を開催した。これにより、理事長による適切・迅速な意思決定の確保及び進捗状況の把握等に資するために必要な判断材料の提供及び関係幹部との状況・情報の共有を図ることができた。
また、各部室の所掌事務に係る権限と責任の範囲を細かく文書化することにより、担当ごとの責任の所在及び範囲を明確にしている。
(業務実績第 2. 1. (1)①②(P. 36) 参照)

実績：○
【受託者責任を踏まえた役職員への研修等】
○ 関係法令、中期目標、中期計画及び管理運用方針の遵守の徹底のため、これらを役職員にとってアクセスの容易な管理運用法人 L A N への掲載、法令遵守の推進の体制整備としてのコンプライアンス委員会の開催、役職員の服務規律等の概要をまとめたコンプライアンスハンドブックを改訂し周知を行った。
(業務実績第 2. 1. (1)③(P. 36) 参照)

実績：○
【運用受託機関等に対する関係法令等の遵守】
○ 運用受託機関等説明会、定期ミーティング、運用及びリスク管理の状況の報告書提出時等、運用受託機関等と会する各般の機会を捉えて、関係法令等の遵守の徹底と確認を行った。
(業務実績第 2. 1. (1)⑤(P. 37) 参照)

実績：○
【運用経験者等の採用】
○ 平成 2 2 年度においては、ホームページ、転職サイト、人材紹介会社の活用等を通じて運用経験等を有する者の募集を行い、その結果、運用実務経験等を有する者を、平成 2 3 年 3 月 1 日及び 4 月 1 日に 1 名ずつ採用した。
(業務実績第 2. 2. (1) (P. 42～43) 参照)

(6) 資質の高い人材の確保・育成を進めるための対応を行ったか。

実績：○
【人材の確保・育成】
○ 資質の高い人材を確保するために、実務経験者を募集するに際し、金融機関や運用機関における実務経験があること等を応募要件とするとともに、採用予定者の選考等の審議を行う「職員採用委員会」を開催し、管理運用法人の業務運営能力の向上に寄与する資質の高い優秀な人材の採用に努めた。
また、採用した職員の基礎知識習得を図る観点から、管理運用法人の組織、業務、遵守事項等についての研修を実施した。
(業務実績第 2. 2. (1) (P. 42～43) 参照)

(7) 職員の資質の向上を図るための研修計画を策定し、資産運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修を実施したか。

実績：○
【職員研修の実施】
○ 職員の資質の向上等を図るため、年間 54 回の研修を実施し、延べ 266 名を受講させた。実施に当たっては、あらかじめ目的及びそのために必要なカリキュラム内容並びにふさわしい担当講師を検討の上、多様なメニューにより構成される研修計画（研修体系を踏まえた各年度単位の計画）を策定して計画的に実施した。
(業務実績第 2. 2. (2) (P. 43～45) 参照)

○ 外部有識者を講師として招き、研修を実施したほか、国内外で行われるセミナーや、国際機関主催の会議等に積極的に参加し、運用管理に関する情報等、最新の海外事例の情報収集に努めた。終了後、報告会等を開催し、海外の年金基金等の最新の動向に関する情報を役職員で共有した。
(業務実績第 2. 2. (2) ②イ、③、⑤、⑥ (P. 44 ～P. 45) 参照)

(8) 資産運用等の分野に係る資格の取得を支援するための措置をとったか。

実績：○
【証券アナリスト等資格取得の支援措置】
○ 資金運用等の分野に係る資格の取得を推進するため、証券アナリスト通信教育講座受講料の支援を行い、職員の専門性向上を図った。
また、情報システム担当職員の情報技術の基礎知識の向上を目的として、I T パスポート資格取得に係る受験料について支援を行った。
(業務実績第 2. 2. (2) ⑧ (P. 45～P. 46) 参照)

(9) 資格を保有する職員数の増加など、研修や資格取得の支援や中途採用が成果をもたらしているか。

実績：○
【証券アナリストの資格取得の増加】
○ 実務研修や資金運用等の分野に係る資格の取得の推進及び運用経験者の採用により、証券アナリストの資格取得（二次試験合格者も含む）が、前期末 2 3 名から今期末 2 6 名に増加するなど、職員の自己啓発に積極的に取り組む姿勢を導き出す環境をつくることができた。
(業務実績第 2. 2. (2) ⑦ (P. 45) 参照)

実績：○
【I T リテラシーの向上】
○ 情報処理推進機構（I P A）が実施する国家試験・I T パスポート試験を 7 名が受験し、全員合格した。(合格率: 春 42. 3%、秋期 51. 9%)
(業務実績第 2. 2. (2) ⑧ (P. 46) 参照)

(10) 運用手法の見直しや制度変更等に応じ、情報システムの整備等を所定の手続に従って適切に行ったか。

実績：○
【情報システムの整備等】
○ 外部委託業者を含む関係者間の連絡調整を密にするとともに、品質向上施策とし潜在的なバグ（欠陥）の洗い出し及び補修対応を優先的に進めたことにより、システムの品質改善が一層進み、中期計画にある安定稼働を実現した。（年度実績 99.8%）
（業務実績第 2.2. (3) ① (P. 46) 参照）

○ 外国株式に係るカスタマイズドインデックスの採用やエマージング株式投資等、新たな運用手法に対応するために主体的に要件を定義し、競争性のある調達手続きを実施の上、稼働中のシステムへの影響分析に重きを置いた、設計及び開発プロセスの管理により、品質の確保に努めた。
（業務実績第 2.2. (3) ② (P. 46) 参照）

(11) 業務改善の取組を適切に講じているか。
※業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が懸念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等

実績：○
【業務改善に係る取組】
○ 法人のホームページに法人業務に対する意見の書き込みを可能とするとともに、四半期ごとの運用実績公表の際にも、国民に理解しやすい内容・表現とするよう改善し、国民のニーズの把握に努めている。また、情報公開法に基づき独立行政法人に義務付けられている公表事項についても、適切に公表している。
併せて、職員から業務改善の提案を受け付けるために、法人 L A N システムを活用して業務改善目安箱を設置している。

(12) 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。

実績：○
【事務・事業等の見直し】
○ 第 1 期中期目標期間の最終年度である平成 21 年度に総務省の「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」に沿った厚生労働省からの第 2 期中期目標が指示され、管理運用法人では当該中期目標に基づく第 2 期中期計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受けた。

(13) 関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。
※ 独立行政法人会計基準上の関連公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等

実績：－
【関連公益法人について】
○ 関連公益法人はない。

(14) 中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。（政・独委評価の視点）

実績：○
【中期目標期間終了時の評価】
○ 前述の「事務・事業等の見直し」のとおり。

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 2 2 年 度 計 画	平 成 2 2 年 度 業 務 実 績												
4．調査・分析の充実 基本ポートフォリオに基づく管理・運用能力の向上のための調査研究を充実するとともに、適切なリバランス及びキャッシュ・アウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化し、年金積立金の運用主体として必要な調査研究を進めること。	3．調査・分析の充実 内外の経済動向を積極的に把握するとともに、大学等の研究機関との連携の強化や先進的な事例等に関する情報収集に努め、年金積立金の管理・運用の高度化を進めるための調査研究を充実する。また、適切なリバランス及びキャッシュ・アウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化し、必要な調査研究を進める。	3．調査・分析の充実 (1) 大学等の研究機関との連携の強化や調査研究の充実について検討を進める。 (2) 内外の経済動向の把握や、管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を、専門調査機関も活用して積極的に行う。また、適切なリバランス及びキャッシュ・アウトを行うため、市場に関する情報収集・分析の強化のための取組を進める。 (3) 専門調査機関等が主催するセミナーや研修などに参加して内外の情報収集や意見交換を積極的に行う。	3．調査・分析の充実 (1) 大学共同研究等 大学等の研究機関との連携を強化し、年金積立金の管理・運用の高度化を進めるため、大学等との共同研究等について、検討を行った。検討にあたっては、共同研究にかかる研究テーマのほか、共同研究としての研究体制、研究相手の選定方法について整理し、企画競争により共同研究先を選定した。 (2) 調査研究等 年金積立金の管理運用能力の高度化を進める観点から、3つのテーマ（「海外インフラ投資に関する調査研究」、「プライベートエクイティに関する調査研究」「基本ポートフォリオの検証方法に関する研究」）による委託調査研究を実施し、報告を受けた。また、市場に関する情報収集・分析の強化のため、運用機関等からの情報収集、勉強会の実施、外部セミナーへの参加を積極的に図った。 また、市場動向の把握分析に必要な機能強化を図る観点から、調査室の体制強化（増員等）を行い、これにより市場動向に関する調査が充実強化され、月次のタイミングで足元及び翌月の市場動向に関する分析を実施した。 (3) セミナー・研修等 国内外で開催される運用機関主催のセミナーや研修に積極的に参加した。終了後、報告会を開催し、年金運用の最新の動向に関する情報を役職員で共有した。 <table><tr><th>内容</th><th>回数</th><th>参加延べ人数</th></tr><tr><td>国内外部セミナー</td><td>37</td><td>44</td></tr><tr><td>海外セミナー</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>国際機関等主催会議</td><td>10</td><td>12</td></tr></table>	内容	回数	参加延べ人数	国内外部セミナー	37	44	海外セミナー	2	2	国際機関等主催会議	10	12
内容	回数	参加延べ人数													
国内外部セミナー	37	44													
海外セミナー	2	2													
国際機関等主催会議	10	12													
5．業務運営の情報化・電子化の取組 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図ること。	4．業務運営の情報化・電子化の取組 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	4．業務運営の情報化・電子化の取組 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	4．業務運営の情報化・電子化の取組 「業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上」については、情報セキュリティに係るセルフチェックを実施するとともに、情報セキュリティポリシーや情報システム運用管理を含めたセキュリティ関連規程全般の見直しの検討を行った。												

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 9 】	評定
【評価項目 9 調査・分析の充実等】	(理由及び特記事項) 内外の経済動向の把握や、管理運用手法の高度化等を進める観点から、3つのテーマ（「海外インフラ投資に関する調査研究」、「プライベートエクイティに関する調査研究」「基本ポートフォリオの検証方法に関する研究」）による委託調査研究の実施に加え、大学等との共同研究等にかかる検討を行うなど、年金積立金の管理・運用の高度化を進めるための取組を行った。 また、運用機関等からの情報収集、勉強会の実施、国内外で開催される運用機関主催のセミナーや研修への参加を積極的に行い、より先進的な事例等に関する情報収集・分析の強化に努めるとともに、当該年金運用の最新の動向に関する情報等については、報告会を通じて、担当部署のみならず役職員で共有することとした。			(委員会としての評定理由) (評価は、評定記入用紙に記入ください。)
【評価の視点】	実績：○ 【内外の経済動向の把握】 ○ 大学等の研究機関との連携を強化し、先進的な事例等による情報収集や、年金積立金の管理・運用の高度化を進めるため、従来の委託調査研究に加え、大学等との共同研究等について検討を行い、調査研究の充実を図った。 (業務実績第 2.3.(1)、 (2) (P.51) 参照)			
(1)内外の経済動向を積極的に把握するとともに、大学等の研究機関との連携の強化や先進的な事例等に関する情報収集に努め、年金積立金の管理・運用の高度化を進めるための調査研究について充実を図ったか。	実績：○ 【市場に係る情報収集・分析】 ○ 運用機関等からの情報収集や勉強会の実施、セミナー参加により、積極的に内外の経済動向を把握するよう努めた。また、調査室の機能強化（増員）を図り、収集した情報をもとに市場動向の把握・分析を行い、適切なキャッシュ・アウト等に活用するため、会議にて情報を共有した。 (業務実績第 2.3.(2) 、(3) (P.51) 参照)			
(2)適切なリバランス及びキャッシュ・アウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化し、必要な調査研究を進めたか。	実績：○ 【業務運営の情報化・電子化の向上】 ○ 情報セキュリティに係るセルフチェックを実施するとともに、情報セキュリティポリシーや情報システム運用管理を含めたセキュリティ関連規程全般の見直しの検討を行うことにより業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上に取り組んだ。 (業務実績第 2.4(P.51) 参照)			
(3)情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の向上に取り組んだか。				

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 2 2 年 度 計 画	平 成 2 2 年 度 業 務 実 績
第4 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営体制の確立 組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直し、また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。	第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すとともに、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立する。	第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配置を各部門の業務の質量に応じて見直すとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行う。 (2) 人事評価制度については、経費節減の意識・取組を評価項目に加え、適正な運用を図る。	第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 平成22年7月20日に、年金特別会計へのキャッシュ・アウト対応等の機能強化のために、法人全体のキャッシュマネジメントを司る部署として企画部に資金業務課を新設するとともに、キャッシュ・アウトに必要な市場動向分析のための調査室の体制強化（増員）を行った。そのために、管理部門の業務の見直し等を行い、人員体制を18名から13名に大幅に縮小するとともに、運用部門へ人員を振り替えた。 (2) 職員の能力向上、管理職の能力強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、平成21年度に引き続き、人事評価を実施した。 平成22年度においては、平成21年度下期実績評価（10～3月）を4～5月に実施し、その結果を6月期の賞与に、平成22年度上期実績評価（4～9月）を10～11月に実施し、その結果を12月期の賞与に反映させた。 また、能力評価（1～12月）については、平成23年1～2月に実施し、3月にフィードバック面談を行い、被評価者に結果を通知した。併せて、その結果を平成23年4月の昇給等へ反映させた。 その他、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加えた人事評価を実施した。

評価の観点等	自己評価	S	【 評価項目 1 0 】	評価	
【評価項目 1 0 効率的な業務運営体制の確立】	(理由及び特記事項) 第 2 期中期目標期間早々に、企画部に資金業務課を新設、調査室の体制強化を行うとともに、管理部門の業務の見直し及び大幅な人員体制の縮小を行い、組織編成及び人員配置を各部門の業務の質量に応じた見直しを的確に行った。 これにより、より一層の事務処理の迅速化が図られ、効率的かつ効果的な業務を遂行できるような業務運営体制の整備が図られた。		(委員会としての評定理由) (評価は、評定記入用紙に記入ください。)		
【評価の視点】 (1) 中期目標期間中に、組織編成及び人員配置を業務の実情に即して見直したか。	実績：○ 【業務の実情に即した組織再編及び人員配置の見直し】 ○ 平成 2 2 年 7 月 2 0 日に、年金特別会計へのキャッシュ・アウト対応等の機能強化のための資金業務課を新設及び調査室の体制強化を行うとともに、管理部門の大幅な人員体制の縮小を行うなど、業務の実情に即した組織再編等を第 2 期中期目標期間早々に実施することができた。 これにより、下表のような効果を得ることができた。				

(2)能力・実績を反映した人事評価制度を実施しているか。

組織再編の内容	再編による効果
企画部に資金業務課を新設	平成２２年度の寄託金償還等の額は、約６兆２千億円となり、満期保有としている財投債の償還金及び利金を活用するとともに、市場運用資産を売却することにより必要な資金を確保した。 平成２２年度における市場運用分の売却額は約４兆８千億円であり、管理運用法人としても、これまでに経験したことのない巨額なものとなったが、寄託金償還等に係るキャッシュ・アウトに万全を期するための組織体制の整備を行い、必要な機能強化を図るとともに、市場の価格形成等に配慮した、様々な措置を講じることで、必要となる多額の資金を円滑かつ確実に確保することができた。 また、資金業務課は、自家運用におけるバックオフィスとして、フロントに対する牽制機能の強化が図られるなど、従来よりも一層強固なリスク管理体制確立の一助となった。
調査室の人員増による体制強化	市場動向に関する調査が充実強化され、キャッシュ・アウトに係る資金回収（資産売却）等における重要な情報を提供することが可能となった。
管理部門の人員削減	管理部門については、給与明細の電子配信等、業務の効率化を図り、当初の見込み（３名削減）を上回る削減（５名削減）を行い、これにより資金業務課の新設や調査室の増員等運用部門の体制強化を図った。

（業務実績第 3.1. (1) (P. 53) 参照）

実績：○

【人事評価制度の運用】

- 平成２２年度においては、平成２１年度下期実績評価（１０～３月）を４～５月に実施し、その結果を６月期の賞与に、平成２２年度上期実績評価（４～９月）を１０～１１月に実施し、その結果を１２月期の賞与に反映させた。
- また、能力評価（１～１２月）については、平成２３年１～２月に実施し、３月にフィードバック面談を行い、被評価者に結果を通知した。併せて、その結果を平成２３年４月の昇給等へ反映させた。
- その他、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加えた人事評価を実施した。

これらの取組により、能力の向上及び勤労意欲の向上等に係る職員の意識改革に努めた。

（業務実績第 3.1. (2) (P. 53) 参照）

(3)業務改善のため、役職員が具体的なイニシアティブを発揮したか。
(政・独委評価の視点)

実績：○
【業務改善に係る取組状況】
○ 業務改善のための役職員のイニシアティブについては、次のような取組を行ってきている。
・使命、運営理念、行動指針
管理運用法人設立時に、国民の皆様からお預かりした年金積立金を適切に管理・運用するという、「使命」「運営理念」「行動指針」を定め、ホームページに掲載・公表してきている。これらの内容は、コンプライアンスハンドブックにも掲載すること等により役職員に周知している。
(業務実績第 2. 1. (1)③(P. 36) 参照)

・業務体制における取組
業務ごとに主担当、副担当を置くとともに、その担当一覧を法人 L A N に掲載することで、各職員の担当業務を明らかにしている。
このことにより、どのレベルの職務の者であっても（課員、室員であっても）、主担当とすることなどにより、全職員が業務改善等のイニシアティブをとることができる体制となっている。

・人事評価制度における取組
能力評価の評価項目《積極性》において、業務改善提案などの取組を評価することを、人事評価制度実施規程（内部規程）に規定し、職員に周知するとともに、規定どおりに評価している。
また、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加えている。
(業務実績第 3. 1. (2) (P. 53) 参照)

・ホームページにおける取組
法人業務に対する意見の書き込みを可能とするとともに、四半期ごとの運用実績公表の際にも、国民に理解しやすい内容・表現とすよう改善し、国民のニーズの把握に努めている。

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 2 2 年 度 計 画	平 成 2 2 年 度 業 務 実 績																																																																
2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（退職手当、事務所移転経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上節減すること。 このうち人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施すること。 さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。 併せて、給与水準については、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組んでいるところであるが、引き続き着実にその取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。 また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比5%以上節減すること。 なお、管理運用委託手数料については、運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めること。	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（退職手当、事務所移転経費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上の節減を行う。 このうち人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き行う。 さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 併せて、給与水準については、引き続き着実に適正化に向けた取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比5%以上節減する。なお、管理運用委託手数料については、運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努める。	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び業務経費については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置いて、業務の効率化に努める。 このうち人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き行う。 さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 併せて、給与水準については、引き続き着実に適正化に向けた取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 なお、管理運用委託手数料については、運用受託機関の選定等を行う際には、運用手法等に応じた効率的かつ合理的な水準となるよう引き続き低減に努める。	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 （1）一般管理費については、中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、中期目標期間の最終年度において、平成21年度と比較して、15%を節減した予算（退職手当を除く。）を作成することとし、平成22年予算額については平成21年度予算額に比較して、3.1%の節減率とし、執行に当たり、一般競争入札及び企画競争・公募の実施並びに消耗品費等の節約により業務の効率化に努めた結果、平成22年度予算額に対して35.2%減の執行に抑えることができた。 (単位：百万円) <table><tr><th></th><th>21年度基準年度</th><th>22年度</th></tr><tr><td>節減対象経費(予算額)</td><td>416</td><td>403</td></tr><tr><td>対21年度節減率</td><td>—</td><td>−3.1%</td></tr><tr><td>執行額</td><td>—</td><td>261</td></tr><tr><td>執行割合(対22年度予算)</td><td>—</td><td>64.8%</td></tr></table> （2）人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）を踏まえた予算を作成し、その結果として、予算額に対して89.8%の執行に抑えることができた。 なお、平成22年度においては、平成21年度に比べ人件費が減少した。 また、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律を踏まえた経費削減目標を達成するため、平成22年度においては、次の取組を行った。 ① 人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠し、賞与について役員は0.15か月、職員は0.2か月引き下げるとともに、役職員の月例給の引下げ、55歳以上職員の給与の減額を行った。 ② 平成19年度に実施した役職員の給与改定（役員給与の引下げ、職員給与の年功序列的給与上昇カーブのフラット化、役職手当の定額化等）により、給与の上昇を抑制した。 (単位：百万円) <table><tr><th></th><th>17年度基準年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>22年度</th></tr><tr><td>予算額</td><td>804</td><td>761</td><td>747</td><td>733</td><td>718</td><td>715</td></tr><tr><td>対17年度削減率</td><td>—</td><td>−5.4%</td><td>−7.1%</td><td>−8.9%</td><td>−10.7%</td><td>−11.1%</td></tr><tr><td>執行額</td><td>—</td><td>713</td><td>714</td><td>703</td><td>681</td><td>642</td></tr><tr><td>対17年度比</td><td>—</td><td>−11.3%</td><td>−11.2%</td><td>−12.6%</td><td>−15.3%</td><td>−20.1%</td></tr><tr><td>対17年度比(補正值)</td><td>—</td><td>−11.3%</td><td>−11.9%</td><td>−13.3%</td><td>−13.6%</td><td>−16.9%</td></tr><tr><td>執行割合</td><td>—</td><td>93.7%</td><td>95.6%</td><td>96.0%</td><td>94.8%</td><td>89.8%</td></tr></table>		21年度基準年度	22年度	節減対象経費(予算額)	416	403	対21年度節減率	—	−3.1%	執行額	—	261	執行割合(対22年度予算)	—	64.8%		17年度基準年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	予算額	804	761	747	733	718	715	対17年度削減率	—	−5.4%	−7.1%	−8.9%	−10.7%	−11.1%	執行額	—	713	714	703	681	642	対17年度比	—	−11.3%	−11.2%	−12.6%	−15.3%	−20.1%	対17年度比(補正值)	—	−11.3%	−11.9%	−13.3%	−13.6%	−16.9%	執行割合	—	93.7%	95.6%	96.0%	94.8%	89.8%
	21年度基準年度	22年度																																																																	
節減対象経費(予算額)	416	403																																																																	
対21年度節減率	—	−3.1%																																																																	
執行額	—	261																																																																	
執行割合(対22年度予算)	—	64.8%																																																																	
	17年度基準年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																																																													
予算額	804	761	747	733	718	715																																																													
対17年度削減率	—	−5.4%	−7.1%	−8.9%	−10.7%	−11.1%																																																													
執行額	—	713	714	703	681	642																																																													
対17年度比	—	−11.3%	−11.2%	−12.6%	−15.3%	−20.1%																																																													
対17年度比(補正值)	—	−11.3%	−11.9%	−13.3%	−13.6%	−16.9%																																																													
執行割合	—	93.7%	95.6%	96.0%	94.8%	89.8%																																																													

			(給与水準の適切性等) 年齢のみで比較した対国家公務員指数は、平成２２年度で１２０．９と国を上回っているが、学歴・勤務地域も加味した指数では、１００．６と国とほぼ同水準となっている。 なお、資産運用についてのさらなる専門性の向上を図るための職員採用にあたっては、内定者が管理運用法人の給与水準が低いことを理由に採用を辞退するなど、給与水準が隘路になっていることに変化はない。 (３) 業務経費については、中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、中期目標期間の最終年度において、平成２１年度と比較して、５％を節減した予算（システム開発費、管理運用委託手数料及び短期借入に係る経費を除く。）を作成することとし、平成２２年度予算額については平成２１年度予算額に比較して１％の節減率とした。執行に当たっては、業務計画の見直し等による節減や一般競争入札及び企画競争・公募の拡大を行うなど、業務の効率化に努めた結果、平成２２年度予算額に対して１５．１％減の執行に抑えることができた。 (単位：百万円) <table><tr><th></th><th>21 年度基準年度</th><th>22 年度</th></tr><tr><td>節減対象経費(予算額)</td><td>1,781</td><td>1,763</td></tr><tr><td>対 21 年度節減率</td><td>—</td><td>－1.0%</td></tr><tr><td>執行額</td><td>—</td><td>1,497</td></tr><tr><td>執行割合(対 22 年度予算)</td><td>—</td><td>84.9%</td></tr></table> (４) 経費節減委員会の開催 経費節減委員会を開催し、経費節減の取組事項の実施状況の確認及び具体的な実施方法について報告を行った。 (５) 平成２２年度における管理運用委託手数料の設定及び改定については、次のとおり実施した。 ① 運用受託機関の見直し 外国債券パッシブ及び外国株式パッシブ運用受託機関の選定に当たり、当該運用委託手数料の水準を含めた総合評価を実施し、外国債券６社６ファンド、外国株式６社６ファンドを選定した。 これにより、外国債券パッシブ及び外国株式パッシブ運用受託機関の見直しによる運用委託手数料の引下げ効果は、平年度ベースで約６割の手数料の節減（約１０．６億円）が図られることとなった。 ② その他 ア 受託資産額が現在の運用委託手数料表の上限を超える又は超えるおそれのある運用受託機関等に対し、運用委託手数料の通減効果が働くよう運用委託手数料の協議を行い、節減を図った（注：運用委託手数料表は、運用受託機関ごとに決定され、受託資産額階層別に運用委託手数料が規定されているが、当初決定時の運用委託手数料表においては、一定額以下の階層しかない。）。協議の対象となった運用受託機関の詳細は次のとおりである。		21 年度基準年度	22 年度	節減対象経費(予算額)	1,781	1,763	対 21 年度節減率	—	－1.0%	執行額	—	1,497	執行割合(対 22 年度予算)	—	84.9%
	21 年度基準年度	22 年度																
節減対象経費(予算額)	1,781	1,763																
対 21 年度節減率	—	－1.0%																
執行額	—	1,497																
執行割合(対 22 年度予算)	—	84.9%																

			外国株式パッシブ運用 1社1ファンド イ 運用受託機関から運用委託手数料の引下げの申出があり、1社1ファンドの引下げを実現した。 国内債券アクティブ運用 1社1ファンド																																																						
3. 契約の適正化 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まれない。）についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行うこととされている。この取組により、契約の適正化を推進すること。	3. 契約の適正化 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき引き続き適正化を推進する。	3. 契約の適正化 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき引き続き適正化を推進する。	3. 契約の適正化 (1) 契約の見直し 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を踏まえ、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」を平成22年6月に改訂し、真にやむを得ない契約以外はすべて一般競争入札等（一般競争及び企画競争・公募）に移行した結果、見直し計画に準ずる結果となった。 【契約の実績】 (単位：件、百万円) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">見直し計画 (平成22年6月改訂)</th><th colspan="2">22年度実績</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="2">競争入札</td><td>37.3%</td><td>39.3%</td><td>26.2%</td><td>32.2%</td></tr><tr><td>19</td><td>673</td><td>16</td><td>534</td></tr><tr><td rowspan="2">企画競争</td><td>49.0%</td><td>33.6%</td><td>63.9%</td><td>45.7%</td></tr><tr><td>25</td><td>575</td><td>39</td><td>756</td></tr><tr><td rowspan="2">小計</td><td>86.3%</td><td>72.9%</td><td>90.2%</td><td>77.9%</td></tr><tr><td>44</td><td>1,249</td><td>55</td><td>1,290</td></tr><tr><td rowspan="2">随意契約</td><td>13.7%</td><td>27.1%</td><td>9.8%</td><td>22.1%</td></tr><tr><td>7</td><td>464</td><td>6</td><td>366</td></tr><tr><td rowspan="2">合計</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td></tr><tr><td>51</td><td>1,713</td><td>61</td><td>1,656</td></tr></table> (2) 規程、マニュアルの整備 契約方式等に係る規程類については、「独立行政法人における契約の適正化」において講ずることとされている項目について措置を行っている。また、一般競争入札及び企画競争・公募について、国の業務マニュアルに準じた業務マニュアルに基づき実施した。 (3) 契約監視委員会の実施 外部有識者及び監事から構成される契約監視委員会を2回開催し、平成21・22年度の競争性のない随意契約、一者応札一者応募に係る改善策及び今後契約締結が予定されている調達案件の契約手続きにおける妥当性等について審議・検証を行い、透明性、競争性等の確保を図った。		見直し計画 (平成22年6月改訂)		22年度実績		件数	金額	件数	金額	競争入札	37.3%	39.3%	26.2%	32.2%	19	673	16	534	企画競争	49.0%	33.6%	63.9%	45.7%	25	575	39	756	小計	86.3%	72.9%	90.2%	77.9%	44	1,249	55	1,290	随意契約	13.7%	27.1%	9.8%	22.1%	7	464	6	366	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	51	1,713	61	1,656
	見直し計画 (平成22年6月改訂)		22年度実績																																																						
	件数	金額	件数	金額																																																					
競争入札	37.3%	39.3%	26.2%	32.2%																																																					
	19	673	16	534																																																					
企画競争	49.0%	33.6%	63.9%	45.7%																																																					
	25	575	39	756																																																					
小計	86.3%	72.9%	90.2%	77.9%																																																					
	44	1,249	55	1,290																																																					
随意契約	13.7%	27.1%	9.8%	22.1%																																																					
	7	464	6	366																																																					
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%																																																					
	51	1,713	61	1,656																																																					

			(4) 契約審査会の実施 法人内において、契約事務に関係しない第三者を加えた契約審査会を開催し契約前における、競争性のない随意契約の妥当性、一般競争入札等の調達方法の妥当性等について審議を行った。 ・平成22年度開催回数 8回 (5) 契約に係る情報公開 一定金額以上の契約について、ホームページに公表を行った。
--	--	--	--

評価の視点等	自己評価	S	【評価項目11】	評価
【評価項目11 業務運営の効率化に伴う経費節減】	(理由及び特記事項) 管理運用委託手数料については、運用受託機関の選定に伴い、引き下げるとともに、契約を継続することとした運用受託機関についても引下げに努め、節減を図ることができた。 また、経費節減については、継続的に業務の効率化に努めた結果、一般管理費をはじめ人件費及び業務経費について、節減効果を得ることができた。 さらに、調達手続きについては、外部有識者及び監事で構成された契約監視委員会及び、法人内における契約事務に関係しない第三者を加えた契約審査会を開催し、契約の妥当性等について審議・検証を行うことにより透明性、競争性等の確保を図り、一者応札・一者応募の改善策を取り決める等、積極的な取組に努めた。		【評価項目11】	(委員会としての評定理由) (評価は、評定記入用紙に記入ください。)
【数値目標】 (1)一般管理費（退職手当、事務所移転経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上の節減を行う。	実績：○ 【一般管理費の節減】 ○ 平成22年度の予算額は、平成21年度との比較で3.1%節減した。 (業務実績第3.2.(1)(P.56) 参照)			
(2)人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を行う。	実績：○ 【人件費の削減】 ○ 人件費については、予算額に対して89.8%の執行に抑えることができた。また、具体的な人件費抑制策として、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、給与の引き下げを行った。 なお、平成17年度を基準として、20.1%の削減となった。 (業務実績第3.2.(2)(P.56) 参照)			
(3)業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比5%以上節減する。	実績：○ 【業務経費の節減】 ○ 平成22年度の予算額は、平成21年度予算額との比較で1.0%節減した。 (業務実績第3.2.(3)(P.57) 参照)			

【評価の視点】

(4)一般管理費（退職手当、事務所移転経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成２１年度比１５％以上の節減を行ったか。

(5)人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成１８年法律第４７号）に基づく平成１８年度から５年間で５％以上の削減を行ったか。

(6)国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。

(7)国家公務員と比べて給与水準の高い場合において、給与水準が高い理由及び講ずる措置（目標水準の設定を含む）は何か。また、給与水準自体が社会的な理解の得られる水準であるか。（政・独委評価の視点）

(8)総人件費改革について、取組開始からの経過年数に応じ、削減目標の達成に向け、取組は順調かつ適切であるか。（政・独委評価の視点）

(9)国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。

実績：○

【一般管理費の節減】

○平成２２年予算額は平成２１年度予算額に比較して、３．１％の節減率とした。また、執行に当たり一般競争入札及び企画競争・公募の実施並びに消耗品費等の節約により業務の効率化に努めた結果、平成２２年度執行実績は、平成２２年度予算額に対して３５．２％減の執行に抑えることができた。
（業務実績第３．２．（１）（Ｐ．５６）参照）

実績：○

○前述の「人件費の削減」のとおり。
（業務実績第３．２．（２）（Ｐ．５６）参照）

実績：○

【役職員の給与改定】

○平成１９年度に行った役員給与の引下げ、職員給与の年功序列的給与上昇カーブのフラット化、役職手当の定額化等により、人件費上昇の抑制に寄与している。
また、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、給与の引き下げを行った。
（業務実績第３．２．（２）（Ｐ．５６）参照）

実績：○

【給与水準】

○平成２２年度の給与水準は次のとおりである。
対国家公務員指数１２０．９
地域・学歴勘案１００．６
地域勘案１０４．４、学歴勘案１１６．５
＜給与水準が高くなっている定量的な理由＞
管理運用法人は、①職員の勤務地が全員東京都勤務となっていること（国家公務員は相当数の職員が地方勤務）、②職員の大卒者の割合（８５．９％）が国家公務員行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の大卒者の占める割合（５１．６％）よりも高いこと（「平成２２年度国家公務員給与実態調査」）から、国家公務員の給与水準（年額）より高くなっているが、地域・学歴勘案で見た場合、１００．６と国家公務員とほぼ同水準となっている。
（業務実績第３．２．（２）②（給与水準の適切性等）（Ｐ．５７）参照）

実績：○

【法人独自の諸手当】

○諸手当については、国に準拠している。

(10) 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。

実績：○
【冗費の点検】
○ 経費節減委員会を開催し、経費節減の取組事項の実施状況の確認及び具体的な実施方法について報告を行い、経費が適切に執行されていることが確認された。また、経費節減の取組事項の具体的な実施方法については、委員会終了後、役職員に周知し、引き続き、経費節減の取組事項が実施されるよう図った。
(業務実績第 3. 2. (4) (P. 57) 参照)

(11) 業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成 21 年度比 5 % 以上節減したか。

実績：○
【業務経費の節減】
○ 平成 22 年度予算額は平成 21 年度予算額に比較して 1 % の節減率とした。また、執行に当たり業務計画の見直し等による節減や一般競争入札及び企画競争・公募の拡大を行うなど、業務の効率化に努めた結果、平成 22 年度執行実績は、平成 22 年度予算額に対して 15.1 % 減の執行に抑えることができた。
(業務実績第 3. 2. (3) (P. 57) 参照)

(12) 管理運用委託手数料については、運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めたか。

実績：○
【管理運用委託手数料の水準】
○ 管理運用委託手数料について、引き続きパッシブ運用又はアクティブ運用等の運用手法に応じ、効率的かつ合理的な水準を実現した。
・ 外国債券パッシブ運用及び外国株式パッシブ運用に係る運用受託機関の選定時に運用委託手数料水準を含めた総合評価を実施し、手数料の節減を図ったこと等により、変更前と比べ、約 3.8 億円の節減が図られた。
・ なお、外国債券パッシブ運用及び外国株式パッシブ運用の見直しによる引下げ効果は、下表のとおり、平年度ベースで約 6 割の節減（約 10.6 億円）となっている。

	見直し前	見直し後	節減額	節減率
外国債券パッシブ及び外国株式パッシブ	約 17.9 億円	約 7.3 億円	△10.6 億円	△59.1%

(業務実績第 3. 2. (5) (P. 57～58) 参照)

(13) 福利厚生費について、事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しを行ったか。（政・独委評価の視点）

実績：○
【法定外福利費】
○ 法定外福利費の支出項目は、労働安全衛生法に基づく健康診断費等であり、レクリエーション等の経費については、管理運用法人設立時から経費を計上していない。

(14) 契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。

実績：○
【**契約の締結**】
○ 契約監視委員会の実施
契約の締結に当たっては、外部有識者及び監事で構成された契約監視委員会を開催し、平成２１・２２年度の競争性のない随意契約の妥当性、一者応札一者応募に係る改善策及び今後契約締結が予定されている調達案件の契約手続きにおける妥当性等について審議・検証を行い、透明性、競争性等を確保した。
(業務実績第 3.3. (3) (P. 58) 参照)

○ 契約審査会の実施
法人内において、契約事務に関係しない第三者を加えた契約審査会を開催し契約前における、競争性のない随意契約の妥当性、一般競争入札等の調達方法の妥当性等について審議を行い、透明性、競争性等を確保した。
(業務実績第 3.3. (4) (P. 59) 参照)

(15) 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。

実績：○
【**契約監視委員会での見直し・点検及び随意契約見直し計画**】
○ 契約監視委員会の実施
競争性のない随意契約の妥当性、一者応札一者応募に係る改善策及び今後契約締結が予定されている調達案件の契約手続きにおける透明性、競争性の確保及び妥当性について審議・検証を行った。
(業務実績第 3.3. (3) (P. 58) 参照)

○ 随意契約見直し計画
一般競争入札及び企画競争（公募を含む）の拡大に勤めたことにより平成２２年度の実績は以下のとおりであった。
一般競争入札による契約 １６件
企画競争等による契約 ３９件
(業務実績第 3.3. (1) (P. 58) 参照)

(16) 随意契約により実施している業務について、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成１８年８月２５日付財計２０１７号））等を踏まえ、一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組みを進めているか。

実績：○
【**随意契約見直し計画**】
○ 随意契約見直し計画の策定
平成２２年６月に「随意契約見直し計画」を見直し、一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直しについて公表した。
(業務実績第 3.3. (1) (P. 58) 参照)

○ 契約にかかる情報の公表
一定金額以上の契約について、ホームページに公表を行った。
(業務実績第 3.3. (5) (P. 59) 参照)

(17) 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用は適切であったか。（政・独委評価の視点）

実績：○
【**規程の整備**】
○ 契約方式等に係る規程類については、「独立行政法人における契約の適正化」において講ずることとされている項目について措置を行っ

(18) 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切であったか。（政・独委評価の視点）

ている。
また、契約事務の一連のプロセスについては、マニュアルを整備し、同マニュアルに沿った事務手続を行っている。
（業務実績第 3. 3. (2) (P. 58) 参照）

実績：○
【契約手続きに係る執行体制等】
○ 契約監視委員会の実施
透明性・競争性の確保について外部有識者及び監事で構成された契約監視委員会を開催し、平成 2 1・2 2 年度の競争性のない随意契約の妥当性、一者応札一者応募にかかる改善策及び今後契約締結が予定されている調達案件について契約手続における透明性、競争性の確保及び妥当性について審議・検証を行った。
（業務実績第 3. 3. (3) (P. 58) 参照）

○ 契約審査会の実施
法人内において、契約事務に関係しない第三者を加えた契約審査会を開催し契約前における、競争性のない随意契約の妥当性、一般競争入札等の調達方法の妥当性等について審議を行った。
（業務実績第 3. 3. (4) (P. 59) 参照）

(19) 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から適切なものであったか。（政・独委評価の視点）

実績：○
【透明性・競争性の確保】
○ 契約監視委員会の実施
個々の契約について、外部有識者及び監事で構成された契約監視委員会を開催し、平成 2 1・2 2 年度の競争性のない随意契約の妥当性、一者応札一者応募に係る改善策及び今後契約締結が予定されている調達案件の契約手続における妥当性等について審議・検証を行っており、透明性、競争性の確保の観点から適切なものとなっている。
（業務実績第 3. 3. (3) (P. 58) 参照）

○ 契約審査会の実施
法人内において、契約事務に関係しない第三者を加えた契約審査会を開催し契約前における、競争性のない随意契約の妥当性、一般競争入札等の調達方法の妥当性等について審議を行っており、透明性、競争性等の観点から適切なものとなっている。
（業務実績第 3. 3. (4) (P. 59) 参照）

(20) 「随意契約見直し計画」の実施を着実に行ったか。また、目標達成に向けた具体的な取組を行ったか。（政・独委評価の視点）

実績：○
【随意契約見直し計画】
○ 随意契約見直し計画
一般競争入札及び企画競争（公募を含む）の拡大に努めたことにより平成 2 2 年の実績には以下のとおりであった。
一般競争入札による契約 1 6 件（26. 2%）
企画競争等による契約 3 9 件（63. 9%）
随意契約による契約 6 件（9. 8%）
（業務実績第 3. 3. (1) (P. 58) 参照）

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 ２ ２ 年 度 計 画	平 成 ２ ２ 年 度 業 務 実 績
第５ 財務内容の改善に関する事項 「第４ 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第４ 財務内容の改善に関する事項 「第３ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。 第５ 予算、収支計画及び資金計画 １． 予算 別表１のとおり ２． 収支計画 別表２のとおり ３． 資金計画 別表３のとおり 第６ 短期借入金の限度額 １． 短期借入金の限度額 ２０，０００億円 ２． 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。 第７ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 現在保有する全ての宿舍（日野宿舍（横浜市）及び行徳宿舍（市川市））を売却する。	第４ 財務内容の改善に関する事項 「第３ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した平成２２年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。 第５ 予算、収支計画及び資金計画 １． 予算 別表１のとおり ２． 収支計画 別表２のとおり ３． 資金計画 別表３のとおり 第６ 短期借入金の限度額 １． 短期借入金の限度額 ２０，０００億円 ２． 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。 第７ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 日野宿舍（横浜市）については、売却手続きを進める。	第４ 財務内容の改善に関する事項 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、中期目標期間の最終年度において、平成２１年度と比較して、一般管理費については１５％、業務経費については５％を節減した予算（退職手当、事務所移転経費、システム開発費、管理運用委託手数料及び短期借入に係る経費を除く。）を作成した。 平成２２年度の執行に当たっては、「業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置」を考慮した上で業務の効率化等による節約を可能とするため、契約方法の見直し及び人件費の見直し等を行い、予算額に対して、一般管理費については６４．８％、業務経費については８４．９％の執行額となった。 第５ 予算、収支計画及び資金計画 （１）予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 予算、収支計画及び資金計画の実績は、決算報告書及び財務諸表のとおりである。 （２）支出予算において、次の費目が当初の予定より増加したことにより、予算の増額を行った。 ・厚生年金勘定の「総合勘定へ繰入」 ２８，７７４億円 ・厚生年金勘定の「年金特別会計厚生年金勘定納付金」 ２，５０３億円 ・国民年金勘定の「総合勘定へ繰入」 １，８４９億円 ・承継資金運用勘定の「総合勘定へ繰入」 ８５億円 ・総合勘定の「投資」 ３０，７０７億円 ・総合勘定の「厚生年金勘定への国庫納付金繰入」 ２，５０３億円 第６ 短期借入金の限度額 予見し難い事由による一時的な資金不足等が見込まれる場合には、短期借入を実施し、必要な資金を確保する体制整備を行ったが、短期借入が必要となるような事態は生じなかった。 第７ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 日野宿舍（横浜市）については、平成２２年１２月に売買契約を締結し、平成２３年１月に当該物件の引渡を行った。 売却に当たっては、ホームページ等を通じて広く業者を募集した結果、不動産鑑定価格である最低売却価格４０，０００千円に対し、２７，１００千円増の６７，１００千円（１６７．８％）で売却することができた。これは、平成２０年度以降の不動産市況が低迷する中であっても、旧年金資金運用基金から承継した価格である６８，２００千円と比較して９８．４％に留まっている。

第6 その他業務運営に関する重要事項 1. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転により業務の円滑かつ効率的な実施に支障が生じることがないよう、関係行政機関及び関係金融機関等との緊密な連携の確保に努めること。 2. 宿舍の売却手続き 宿舍の売却については、所要の手続きを完了させるよう努めること。	第8 剰余金の使途 なし	第8 剰余金の使途 なし	第8 剰余金の使途 なし
	第9 その他業務運営に関する重要事項 1. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転に当たっては、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないような措置を講じる。 2. 施設及び設備に関する計画 宿舍の売却については、所要の手続きを完了するよう努める。 3. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。 4. 職員の人事に関する計画 （1）方針 ① 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。 ② 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。 ③ 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。 ④ 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。 （2）人員に係る指標 人員及び人件費の効率化に関しては、第3の2における人件費に係る経費節減目標に基づいて取り組む。	第9 その他業務運営に関する重要事項 1. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転に当たっては、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るため、所要の取組の検討を行う。 2. 施設及び設備に関する計画 宿舍の売却については、所要の手続きを完了するよう努める。 3. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、年金積立金の管理及び運用業務に附随する業務が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。 4. 職員の人事に関する計画 （1）方針 ① 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。 ② 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。 ③ 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。 ④ 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。 （2）人員に係る指標 人員及び人件費の効率化に関しては、第3の2における人件費に係る経費節減目標に基づいて取り組む。	第9 その他業務運営に関する重要事項 1. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 平成20年9月の政令改正により、移転時期が平成27年3月末に延期されたことから、平成22年度には具体的な措置は講じなかった。 2. 施設及び設備に関する計画 第7に記載。 3. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超えると考えられる債務負担についてはなかった。 4. 職員の人事に関する計画 （1）方針 ① 第3の1の（1）に記載のとおり（P.53参照）。 ② 第3の1の（2）に記載のとおり（P.53参照）。 ③ 第2の2の（1）に記載のとおり（P.42～P.43参照）。 ④ 第2の2の（2）に記載のとおり（P.43～P.46参照）。 （2）人員に係る指標 第3の2の（2）に記載のとおり（P.56参照）。

評価の視点等		自己評価	A	【 評価項目 1 2 】	評定	
【評価項目 1 2 財務内容の改善に関する事項等】		(理由及び特記事項) 一般管理費及び業務経費については、適正かつ、効率的な業務運営に努めた結果、予算額を下回り節減を図ることができた。 また、外国債券パッシブ運用及び外国株式パッシブ運用に係る運用委託手数料については、前述のとおり、運用受託機関の選定時に運用委託手数料の水準を含めた総合評価を実施し、手数料の節減に努めたことにより大幅に節減が図られた。 なお、日野宿舍（横浜市）については、売却に当たりホームページ等を通じて広く業者を募集した結果、不動産鑑定価格である最低売却価格 4 0，0 0 0 千円に対し、2 7，1 0 0 千円増の 6 7，1 0 0 千円（1 6 7．8 %）で売却することができた。			(委員会としての評定理由) （評価は、評定記入用紙に記入ください。）	
【評価の視点】						
(1)「第 3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した各年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運用を行ったか。		実績：○				
		【予算による適正かつ効率的な運営】				
		○ 中期目標期間の最終年度である平成 2 6 年度において、平成 2 1 年度と比較して一般管理費については 1 5 %、業務経費については 5 % の節減した予算を作成し、平成 2 2 年度の執行に当たり業務の効率化等による節減を行い、適切に執行した。 (業務実績第 4 (P. 64) 参照)				
(2)上記のほか、予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異があった場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的に説明できるものであるか。		実績：○				
		【計画と実績の差異】				
		○ 支出予算において、次の費目が当初の予定より増加したことにより、予算の増額を行った。 ・ 厚生年金勘定において、平成 2 1 年度の総合勘定からの分配金受入額が当初予算より増額されたこと。また、国からの寄託金（年金特別会計厚生年金勘定寄託金）の受入額が当初予算より増額となったことから、「総合勘定へ繰入」の増額を行った。 ・ 厚生年金勘定において、国庫納付金が当初予算より増額したことにより、「年金特別会計厚生年金勘定納付金」の増額を行った。 ・ 国民年金勘定において、平成 2 1 年度の総合勘定からの分配金受入が当初予算より増額されたこと。また、国からの寄託金（年金特別会計国民年金勘定寄託金）の受入額が当初予算より増額となったことから、「総合勘定へ繰入」の増額を行った。 ・ 承継資金運用勘定において、平成 2 1 年度の総合勘定からの分配金受入が当初予算より増額されたこと。また、雑収入が当初予算より増加することが見込まれたことから、「総合勘定へ繰入」の増額を行った。 ・ 総合勘定において、「厚生年金勘定より受入」、「国民年金勘定より受入」及び「承継資金運用勘定より受入」が当初予算より増額されたため、「投資」の増額を行った。 ・ 総合勘定において、国庫納付金が当初予算より増額となったため、「厚生年金勘定への国庫納付金繰入」の増額を行った。 (業務実績第 5. (P. 64) 参照)				

(3) 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因について分析を行った上で、その要因が法人の業務運営に問題があることによるものである場合、その改善のための措置を講じたか。（政・独委評価の視点）

(4) 利益剰余金について、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。（政・独委評価の視点）

(5) 実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から見直しを行ったか。（政・独委評価の視点）

(6) 政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産についての処分等の措置を講じたか。（政・独委評価の視点）

実績：○
【当期総損失】
○ 平成２２年度の当期総損失は、３，２８１億円となった。
これは、運用環境の悪化により資産運用損益としてマイナス２，９９９億円を計上したことが主な要因である。
年金積立金の運用は資金の性格上長期的な観点から行われるものであることから、引き続き、長期的な観点に立った分散投資を基本とし、適切なリスク管理を行いながら、年金積立金の安全かつ効率的な管理及び運用に努めることとしている。

実績：○
【利益剰余金】
○ 平成２２年度の利益剰余金は、６，９８９億円となった。
これは、平成２２年度の当期総損失が３，２８１億円となったことに加え、年金特別会計へ２，５０３億円を納付したことにより、平成２１年度期末における利益剰余金１２，７７３億円が６，９８９億円になったものである。
なお、利益剰余金については、年金積立金管理運用独立行政法人法第２５条４項及び年金積立金管理運用独立行政法人法施行令第９条により、厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度末までに国庫納付することとなっている。

実績：○
【実物資産保有の必要性】
○ 実物資産のうち、日野宿舍（横浜市）及び行徳宿舍（市川市）について、今中期目標期間中において売却することとした。
（業務実績第７（P. 64～65）参照）

実績：○
【実物資産の処分】
○ 日野宿舍については平成２２年度に売却処分し、行徳宿舍については平成２３年度に売却手続きを進めることとした。
（業務実績第７（P. 64～65）参照）

(7) 宿舍の売却については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成２２年１２月７日閣議決定）」において定められた所要の手続きを完了するよう努めたか。

実績：○
【**宿舍の売却**】
○ 宿舍の売却にあたっては、入居者の生活面に与える影響が大きいこと、職員採用時に宿舍の入居を要件にしていたこと、独立行政法人の中でも先駆けて宿舍を廃止するといった難しい面があったが、職員及び職員組合に対し、時間をかけて丁寧に説明をしてきた結果、理解を得ることができ、宿舍の売却手続きを進めることとなった。
日野宿舍（横浜市）については、平成２２年１２月に売買契約を締結し、平成２３年１月に当該物件の引渡を行った。
売却に当たっては、ホームページ等を通じて広く業者を募集した結果、不動産鑑定価格である最低売却価格４０，０００千円に対し、２７，１００千円増の６７，１００千円（１６７．８％）で売却することができた。これは、平成２０年度以降の不動産市況が低迷する中にあっても、旧年金資金運用基金から承継した価格である６８，２００千円と比較して９８．４％に留まっている。
また、行徳宿舍（市川市）についても売却に向け検討を開始した。（業務実績第７（P. 64～65）参照）

(8) 主たる事務所の移転に関し、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないようにするための措置を講じたか。

実績：―
【**主たる事務所の移転**】
○ 平成２０年９月の政令改正により、移転時期が平成２７年３月末に延期されたことから、平成２２年度には具体的な措置は講じなかった。（業務実績第９.１（P. 65）参照）

(9) 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成２１年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。

実績：―
【**国家公務員の再就職者のポスト見直し**】
○ 理事長が任命する者については、国家公務員の再就職ポストはない。

○ 監事ポストについて、厚生労働省において公募が行われ、平成２２年４月より民間出身者の監事が就任した。

(10) 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。

実績：―
【**職員の再就職者の非人件費ポストの見直し**】
○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストはない。